

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成27年2月25日)

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから都市・環境常任委員会を開催いたします。

インターネット中継を始めますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、今回、委員会を開催するに当たりまして、所管事務調査につきまして何かご希望があればということを確認したいと思ひますが、何かござひますでしょうか。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

一応確認をするということになっておりますので。

それでは、資料請求のあつた追加資料についての説明をまず求めていきたいと思ひますが、まず、上下水道事業管理者、ご挨拶をお願ひいたします。

○ 倭上下水道事業管理者

上下水道事業管理者の倭でございます。皆さん、おはようございます。

連日の議会、お疲れさまでございます。上下水道局、きょうご審議いただきますけれども、当初予算関係4件、それから補正予算1件、一般議案2件というふうなところで、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、担当のほうから追加資料の説明のほうに移らせていただきます。よろしくお願ひします。

議案第101号 平成27年度四日市市水道事業会計予算

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第101号平成27年度四日市市水道事業会計予算について、追加資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○ 久志本経営企画課長

経営企画課長の久志本です。よろしくお願いいたします。

請求いただきました追加資料について、別途配付させていただきました都市・環境常任委員会関係資料で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

今、配付されているやつです。じゃ、よろしくお願いいたします。

それと、済みません。報道関係者の方が傍聴に入られておりますことをご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 久志本経営企画課長

まず1枚めくっていただきますと、目次がございます。1番は、当初予算に関する予算分科会の追加資料です。

まず、水道事業に関する1番から4番までの説明をさせていただきます。まず1ページの1番をごらんください。

川村委員から請求いただきました木曾川水系と長良川水系の供給方法について説明させていただきます。

まず、左上の四角でくくったところをごらんください。上は木曾川水系の受水市町の計画最大給水量で、1日最大8万300^mで、四日市市は3万6200^mとなっています。下の長良川水系の最大計画給水量は1日最大1万8000^mで、四日市市は2200^mとなっています。

それぞれの水系の供給方法について、図で説明いたします。

まず木曾川水系については、緑色の線になります。木曾川の馬飼頭首工から取水し、上水と工業水の共有施設を利用して弥富送水機場で圧送され、播磨浄水場へ送水されます。播磨浄水場からは青色の線のように、各市町の配水池に送水されます。灰色の線の工業水は、図のように播磨浄水場の手前で分岐して、山村浄水場へ送水されます。現在のところ、長良川水系の水は、図のピンクのところの新取水口が未整備のため、暫定的に木曾川水系の施設を利用して木曾川から取水しています。将来、長良川水系の取水施設を建設した後は、緑色の線の施設を利用して播磨浄水場へ送水されます。

次に、2ページをごらんください。

川村委員からいただきました県水の料金の推移を示したもので、税抜で記載させていただいています。木曾川用水系、三重用水系は、企業債の償還が進んで基本料金が下がってきています。長良川用水系については、平成23年度に全部給水となって基本料金が大幅にアップしましたが、今回260円下がっています。使用料金については、平成22年度から県内39円に統一されています。

3ページをごらんください。

森委員から請求いただきました自己水と県水の給水原価につきましては、上の表を見ていただくと、まず平成27年度予算における本市の給水原価は173円ですが、県水は249円、自己水は126円の調達コストが必要になっており、県水のほうが大幅に高くなっています。

参考として、給水にかかる費用の内訳として、計算の考え方を示させていただきました。給水にかかる費用は、水道事業費用のうち営業費用と営業外費用を合わせたものから、受託工事費と材料・売却費を差し引いたものです。

受水費は全額県水にかかる費用であり、動力費及び薬品費は、おおむね自己水の取水経費であるため、それぞれに区分しました。また、それ以外の費用については配水量の割合で案分して計算させていただいています。

4ページをごらんください。

自己水と県水の構成割合のグラフを参考につけさせていただきましたので、ごらんください。

続きまして、次に5ページをごらんください。

川村委員、森委員から請求いただきました水道事業の財政見通しについてでございますが、下のグラフをごらんください。まず、収益的収支については、平成27年度以降は受水費が年間約6億円下がることから、赤い折れ線グラフの平成27年度利益は一時的に上向くものの、毎年度給水収益の減がおよそ5000万円から1億円程度見込まれ、年々収支が悪化していく見込みです。

次に、資本的収支については、その下のグラフになりますが、赤の折れ線グラフの留保資金をごらんください。留保資金とは、簡単に言うと運転資金と考えていただければいいと思うんですけども、受水費の減少によって平成31年度までは留保資金として20億円を維持できるものの、その後は現行料金では施設の更新需要などの建設改良事業費を支え切れず、右肩下がりとなる見通しです。平成35年度を過ぎると、留保資金が10億円を下回る

状況になるため、運転資金に支障を来し、経営的に厳しくなると見込んでいます。

水道事業についての追加資料の説明は以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はこれだけですね。

○ 久志本経営企画課長

はい。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けしたいと思います。ご質疑はございますでしょうか。

○ 森 智広委員

資料請求した部分で、今後の見通しについてお示しいただいたんですけれども、これを見ていると厳しい状況だなというのはわかるんですけれども、これを踏まえて方向性というのは何かこの後にあるんじゃないんですか。今のところどういう、水道料金を維持していくとか、水道料金をどうしていくんですかという質問をさせてもらいたいと思うんですけれども。

○ 竹野兼主委員長

水道料金の今後の見通しというか考え方をということによろしいですか。

それではお願いいたします。

○ 久志本経営企画課長

水道料金に関しては、私たちは安全な水を低廉な料金で安定供給することが水道事業の最大の使命と考えております。しかし、近年はニーズの多様化とか節水意識の高まりによって非常に厳しいということで、先ほどの資料のように、収益が5000万円から1億円程度下がるというふうな見込みになっております。

これまで上下水道局では、人件費の削減、それから高金利企業債の繰上償還や企業債の

充当率を下げるなど、企業債の抑制を頑張ってきておりました。

しかしながら、先ほど示したグラフのとおり、平成35年度ぐらいからちょっと運転資金も厳しくなっております。

今後については、当然人件費の削減もそうですけれども、設備投資型の業態ですので大幅なコスト削減は難しいと思いますけれども、管路につきましては更新のときにはダウンサイジングをするなどしております。それから、配水池についても将来需要を見ながら用量を決めるなど、コスト削減に努めております。

できる限りコスト削減に努めてはまいります、いかんせん、例えばさっきにも言わせていただきましたけれども、リフォームでトイレをかえるだけでも13リットルから4リットルになるということで、かなりの節水の状態になっておりますので、平成35年ごろになりますと、コスト削減の努力次第でもあるんですが、かなり厳しい状況になって、値上げのご相談をさせていただく時期が来ると思います。できる限り私たちは値上げの時期をおくらせるよう今後も努力させていただきますので、ご理解をよろしくお願いします。

○ 森 智広委員

資本的収支に関しては、企業債とあと支出関係でバランスがとれなくなってくるんですけども、収益的収支に関しては当面は一定の留保額がたまっていくんじゃないですか。それを一緒にできないというのもあるんですけども。

○ 久志本経営企画課長

ちょっと会計の違いだけ説明させていただきます。

特別会計の場合、入りと出が一緒の額で、不足額は繰出金という形でいただけるようになっていますけれども、企業会計の場合は、先ほど下の資本的収支を見ていただきますと、青いところが収入で、ちょっと紫の斜線のところが支出になっています。これは大体平均的に毎年25億円の不足が生じております。この不足は建設改良事業と企業債の償還のためにこれだけの差が出ているんです。特別会計ならこの差額分をいただけるんですけども、企業会計の場合は先ほどの上の収益的収支での利益と、それから減価償却という形で経費化するけれども、外へは出ていかないお金がありますので、その部分が留保資金の増加要因になります。それによってこの毎年25億円の不足を補っておりますので、利益が出たからということではなくて、この部分は必ず建設改良費とか企業債の償還に充てられますの

で、利益が幾ら出ても25億円以上の留保資金を常に出していかないと補えないんです。

先ほど言いましたように、平成31年度あたりから留保資金が一気に下がっていくことになります。安全・安心な水を供給していくためには、当然耐震化もどんどんやっていかなあきませんし、昭和44年以前の経年管もかなりありますので、その更新時期が来ておりますので、それを更新していく必要がありますので、こちらの手も緩めることはできません。そのためには、申しわけないんですけれども、ある程度の利益を出ささせていただいて、この建設改良事業をきちんとやっていくということでご理解をいただきたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○ 森 智広委員

もう少し説明していただきたいんですけれども、要は平成27年度から6億円の経費削減になるじゃないですか。その6億円はどこに充てられるんですか。企業債の返済に充てられるんですか。それ、一旦ストックされてためられるんじゃないんですか。

○ 久志本経営企画課長

はい。留保資金になりますので、基本的にはそれ、減債積立金に積み立てて、翌年それを企業債の償還に充てます。どっちに充てるかは充て方の問題なんですけれども。

○ 森 智広委員

そうか。だから減債積立金に充てられるので、留保資金の増加にはならないということですね。

○ 久志本経営企画課長

一旦なりますので。

○ 森 智広委員

なるんですか。

○ 竹野兼主委員長

手を挙げてください。

○ 久志本経営企画課長

一旦なりますけれども、次の年また25億円のお金が要りますので、留保資金が消えていってしまいます。毎年25億円不足します。

○ 森 智広委員

済みません。留保資金って一時的に、平成26年度が19億円あって、平成27年度が20億円じゃないですか。一時的にばんと上がるんじゃないですか。これは上がらないんですか。

○ 久志本経営企画課長

毎年やはり20億円ベースで、平均ですけれども、ちょっとレートの変更がありますけれども、14年間で平均すると毎年大体25億円減っていっていますので、利益を出してもすぐ次の年にはそれが出ていってしまいます。

○ 森 智広委員

これはあるとき払いですか。もう計画はあるんですよね。計画に基づいて企業債の返済に充てているわけですよね。

○ 久志本経営企画課長

はい。過去に発行した企業債は当然もう確定していますので、返済額は長期の見込みを立てて、新たに毎年建設改良をやっていきますので、それについてのまた企業債が発生する分についてオンして、大体どれぐらい返すのかという見込みは当然立てております。

○ 森 智広委員

平成27年度から6億円経費削減になっている6億円の資金が一時的に上がるので、平成27年度は6億円多めに返すという返済計画をとったということですか。どういうことなの。

○ 久志本経営企画課長

多くなったから返すというそういう状態ではなくて、基本的には長期の経営計画を平成30年度までは立てておりますので、その段階でも見込みの部分については返済の計画を立

てておりますけれども、受水費については正直言って、今年度交渉をしておりますが確定はしておりませんでしたので、金額が大体、当初のめどは5億円ぐらい下がるという前提である程度考えていましたけれども、それでも下がらないとした場合の検討もしました。

済みません、ちょっと数字を見ていただきたいんですけれども、折れ線グラフの赤い数字で平成30年度の21億4400万円というのがありますよね。この留保資金ですけれども、平成27年度から6億円ずっと受水費を値下げしたとしたら、6億円掛ける4年で24億円になりますよね。受水費が下がらない場合と比較すると、もうこの時点で3億円足りないというのが想像されるんですけれども。

○ 川村幸康委員

損得の利益の分のところの見方と、それからもともとの上下水道局の経営と違うところが、きちんと説明できてないのと違うの。収支というのが民間ベースで言うと、売ったら売り上げに対して利益が上がるというか、それとあれやけど、上下水道局の場合はそうじゃないで、経営努力でいけるのは受水費のところだけなんと違うの。要は、上げ下げができるのは、違うの。

○ 森 智広委員

受水費が6億円削減される。

○ 川村幸康委員

いや、だからその言葉は適切じゃないけど、バックマージンじゃないけど、その分があったって結局は一緒になるわけやろ。だから売り上げがふえても、その分別の負担金がふえるだけの話で。そういうことなんと違うの。俺はそう思ってたんやけど。

○ 中尾上下水道局管理部長

管理部長の中尾でございます。

簡単に申しまして、下のグラフの資本的収支で、差し引きが投資、それは水道管の更新とか耐震化とか、それから今まで企業債の償還を含めて、平均で差し引き25億円ずつ毎年要るということです。毎年損益で生まれる留保資金が、今回受水費が下がりましたけれども、今回で例えば平成27年度でいいますと10億円ぐらい純利益は出ます。減価償却費が16

億円ぐらいですから合計26億円。これでちょっと若干留保資金がプラス1億円になりますけれども、通常これがないと毎年留保資金は減っていくということになります。

本来、この受水費の値下げが6億円分ないと、今、経営企画課長が申しあげましたように、留保資金は平成30年度ぐらいで底をつく。6億円の値下げになったもので、どうか平成35年度ぐらいまでは値上げをせずに済むというような内容でございます。

○ 森 智広委員

そうすると、6億円の削減がなければ平成27年度の留保資金は14億円になっただけということではないんですか、単純に考えて。そういうことですか。

○ 久志本経営企画課長

はい。

○ 森 智広委員

平成27年度は平成26年度に比べて支出も6億円多めに積んであったということですか。経常的な収支で、6億円の資金が平成26年度に比べたら浮くじゃないですか。でも留保金額が一緒ということは、浮いた分だけ資本的支出の部分で6億円多く使う予定だったということなんですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

中尾でございます。

資本的収支につきましては、中期の財政計画の中で、第2期施設整備計画、それと企業債の償還で大体平均差し引き25億円ずつの投資が必要であったと。簡単に言ったら、持続的に企業を運営しようと思ったら、利益とそれから減価償却と合わせて25億円ずつ生まれなければ継続ができません。それが受水費が値下げとなるまではマイナスでした。そういうことでございます。

それが6億円の削減でちょっと息がつけたということで、申しわけないんですけれども、平成35年ぐらいまではもつだろうということでございます。

○ 森 智広委員

でしたら、受水費が6億円値下げになって均衡はとれたけれども、今までは6億円ぐらい毎年持ち出ししていたということですね。ああ、そういうことですか、済みません。

○ 川村幸康委員

そういうことと違うんと違う。要は、市の税金投入をしとるような、例えば畜産公社の経営状況と一緒に、売り上げがふえても回収できやん分は税金を投入することになっているわけ。利益出た、利益出たというけど、それは今まで突っ込んだ部分があるわけやで、利益、利益と言うとるけど、途中もきちんと言わんと、森委員に間違っって伝わっているような気がするよ、俺。

だから、上下水道局が一番まずいのは、いろいろな節水やらどうやこうやという表記の仕方もあるけれども、一番重要なんは公がやっているわけやで、利益を上げとるというよりも、やらなあかん使命に基づいてやる中でいかに安く水を供給できるかということで行くんやで、利益が上がりやんわけやさ。投資分だけあれやで、結局最終的には足りない分なり、受水費が上げられた分のところのコスト高の分だけは何か入れやなあかんわけやろ。だから一番経営努力できるところは受水費の値下げしかなかったわけやろ。違うの、ほかに何かあるの、あと人件費やろけど。だから、水が売れば売れるほどもうかるということではないんやろ。違うの。

だから、経営という面で見ると、規模のメリットで薄らげるという見方もあるんやろけど、民間企業のようなところじゃないですよと言うとんのに、上下水道局が企業会計やらどうやという話やけど、と俺は思とるんやけどな。上下水道局の経営というか、そのやり方は。だからそれをきちんとやると、変な話、言葉悪いけれども、バックマージンじゃないけども、そういうことの話になると思うとんやけどな、俺は。

○ 倭上下水道事業管理者

今、川村委員さんがおっしゃったとおり、当然市が水道事業をやっているということは、一般の民間企業と違いまして、収益を株主に還元するとかそういう考え方はございませんので、ですから、いただいた水道料金で、要は継続的に持続的に経営していくというふうなことがやはりこれは基本でございます。もうけるという概念がございません。

この表ですけれども、いろいろ説明させていただきましたけれども、トータルで簡単に言いますと、今回受水費が6億円減ったというふうなところで、先ほど管理部長のほうか

らも申しましたように、確かに収益としてつけさせていただいたというところです。

ただ、この表でまず上の方を見ていただいてもわかることは、赤の折れ線グラフですが、一つは、収益的収支におきましては、今後そこら辺のいわゆる剰余金的なものが減っていくと。それはなぜかと言うと、まずは節水というところがどうしてもある、それはある程度、これは中長期的に見た表でございますので、収益的な収入が上がらないというところ。それから下の資本的収支は、今後、今でもお願いしております経年管だとか耐震、ここら辺をこの30億円を超えるベースでやはり投資をしていかなあかんというふうなところがありますと、先行きだんだん、今いただいている水道料金で補填できない状況が来るというふうに考えておりますので、だから最終的にここでいきますと、例えば内部留保が、基本的にこちらとしては10億円ぐらいがある程度の線というふうに意識してございますので、そこら辺を目安に経営をしていって、できるだけカットできる経費についてはカットさせていただきますけれども、トータルを見る中で先行きとしてはやはり値上げというふうなところも、一つの選択肢としては考えていく必要があるというふうなところで考えてございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、よく言う経済効率って言うやないですか。例えば100万円使って、屠畜業なんかやと87%と言われるわけや。要は100万円使って13万円しかようもうけやんのやで、あとの87%は赤字なんやさ。そういうことから言うと、上下水道局の経済効率というのは何%なのかというのを言ったらと、どんだけやったって、水売ったってあれしたって、これだけは装置産業として必要なんですよというところをきちんと言わんと、その中で努力する収益的収支と、それから装置産業としての資本的収支の両方とがあるということなんと違うの。それを単年度で見たってもう全然ペイはせんわけやで、その伝え方が少し自分の、本当はもう少し丁寧にそれは、長いこと関わらんとわからんということではあかんで、1期やっただけでわかるように言わなあかんことと違うかなと、俺は思うんやけどな。

○ 竹野兼主委員長

ちょっとその感覚で合っていますか。

○ 川村幸康委員

森委員、何となくわかる。100万円使って、経済効率は幾らなん水道は。そういうことでいくと。試算したことないやろ。経済効率ということ。

○ 竹野兼主委員長

水道事業というのは、安全な水を市民の皆さんに供給するためにかかる費用を……。

○ 川村幸康委員

委員長、よろしい。

例えば水道料金、今100万円を水準にしたけれども、水道代ってありますやんか。それを本当にペイしようとするお金というのは、もっと高くなるわけですよ、本来で言うと。それを集約して、行政がやることで税金を投入してそれで安くしとるだけで、本当に受益者負担で、本当なら幾らかかるんだよという話やさ。水道代が。

○ 中尾上下水道局管理部長

前にちょっと委員会資料でご説明させていただきましたけれども、原価回収率のことだと思います。水道料金については、水道事業会計については一般会計から繰り入れはいただいておりませんので、お客様である市民の方からの料金だけでやっております。

それで、今173円ぐらいが給水原価です。それに対して平均的には給水単価が184円ですので、大体106.5%の原価回収率で、これは100%以上になっております。

○ 竹野兼主委員長

要するに、この水道事業をするに当たっては、国に借金をいっぱいすると。今していますよね。したやつの中で、市民の後からお金をもらう部分のところでは返済もやりながら、安全な水を供給するための事業費を回しているという形ということなのと違うの。

○ 中尾上下水道局管理部長

先ほど川村委員のほうからもご指摘がございましたが、今簡単に言いますと、やはり装置産業ですので管路の更新とか耐震化とか、それから過去の借金の元金の支払いをしてい

かなあきません。損益ではプラスを出しても、そっちの投資がようけ要りますので、結局資金が不足して苦しくなると、こういったことでございます。

○ 川村幸康委員

初めからもうかる産業じゃないんやんで、だから装置産業なんやで、そこやわな。それで装置産業の中で努力できるところといたら、受水費を下げるというのは一番大きなことだということなんやさ、水道事業の場合はな。そこしかないわけやろ。それか市民からの水道代を値上げするか、どっちかなんやさ。二つしかないんと違うの。あと職員さんの給料を下げるか、極端なことを言ったらそんなことしかないんやろ。

○ 中尾上下水道局管理部長

川村委員のおっしゃるとおりでございまして、この受水費の値下げは本当にありがたいということでございます。

○ 川村幸康委員

そうやろ。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。森委員、よろしいか。

他に。

○ 中村久雄委員

そうしたら、市民や水を使う顧客が節水でいろいろ努力しているのは、将来的には値段を上げる、自分で自分の首を絞めるようなことになつとるということですか。だから水道局としたら水不足のときは節水をお願いするけれども、ふだんは普通に使ってくださいよというのが本音のところなんですかね。

○ 竹野兼主委員長

はい、誰が答弁ですか。

○ 中村久雄委員

いやいや、もうわかりました。うなずいてくれましたので。

そうしたら、今回この上下水道の基本料金が設備投資の分やと。そして料金が水の使用に応じてかかってくるというのが理解できたんですけれども、下水道使用料が上水道の使用に応じてかかっていますやんか。そうしたら、市民としたら、やはり幾ら水不足じゃないからどんどん使ってくれと言っても、下水道の使用料としてまたぼこっと持っていかれるわけやで、これをやはり節水したいというのが人情ですわね。この水道料金も基本料金と従量料金とに分けるようなことがなかったら、なかなかこれ、うまくいかんかった。水が通らんことには、管もやはり傷むでしょうし。そんなことを感じたんですけれども、どうですかね。

○ 中尾上下水道局管理部長

先ほど中村委員からおっしゃっていただいたとおり、やはり装置産業ですので、水道でいくと8割、それから下水道でいくとほぼ9割が固定資産になっております。そういう関係で、固定費です。ですから、やはり水を使っていただければいただくほど、売り上げが上がって利益もふえるということになりますので、本当に本音の話は、当然夏場等の節水時期は節水をお願いするんですけれども、固定化すると即経営に響くということになります。これが本音でございます。

○ 森 智広委員

ちょっと整理ですけれども、仕組みはわかりました。収益的収支が均衡するように今までやってきたんですよ。ただ、それでは資本的収支が補えなかったということなんですよ。わかりました。

(「そういう宿命なんや」と呼ぶ者あり)

○ 森 智広委員

それで、やっとなんと6億円、県水の受水費が下がったので、資本的収支も補えるぐらいにはなったんだということですか。25億円でちょうど均衡がとれるって言いましたよね。

○ 倭上下水道事業管理者

先ほど一旦そこで一息ついたというのを管理部長が言いましたけれども、今、若干貯金できたという形でお考えいただきたいと思います。この先、そこら辺、先行きの経営、この表を見ていただきますと当然経費がかかる中で、一旦そこで貯金できたもので、それを食いながらつないでいくというふうな考え方が今の現状だというふうに考えてございます。

ですから、先行きそこら辺で投資も要するという中では、その貯金できたものをやはり食っていくような形で水道料金の値上げをせずに経営していきたいという考え方、この説明が一番わかりやすいと僕は思うんですけれども。

○ 森 智広委員

というのは、6億円はかなり将来における貯金になると考えていいんですよね。何かやっとなんとなんになったって聞こえたので。

○ 中尾上下水道局管理部長

私の説明が悪かったんだと思うんですけれども、下の資本的収支の推移のグラフを見ていただきたいと思いますが、平成27年度から平成30年度までは若干留保資金がふえています。こういう意味であると、留保資金が減らないということです。毎年生まれる留保資金とこの投資で使う資金と均衡、あるいは若干プラスだということで、ただ、これ以降は純利益が減っていきますので、このように右肩下がりになっていくということでございます。

○ 森 智広委員

これも感覚ですけれども、とすれば、これからは6億円の経費削減ができて貯金ができるということですが、今までは正直、資本的収支も含めた均衡は図れていなかったということですか。

○ 川村幸康委員

結局、大きく見ると、税金でそれを賄っているということであると、365日で税金を納める中で、水道を使うときにそこも含めて払うという考え方でいくと、毎日今の料金

で水が飲めるように税金を投入して薄めとるという見方でいくと、別に払ってないわけじゃないんだから、飲んでいる四日市市民も。ただ、それが水道事業のここだけの賄いで見ると、管を入れたりなんかする装置産業のほうに莫大な費用が、それも税金で払っていますやんか。それをずっとやりながらやるけど、すとーんと切ってみたときには、それはすごく利益が上がっているように見えるけど、それは常に初めから、マイナスから行つとるんで、ぐーんと上がってくるように見えるけど、いつでもまた下へすとんと落ちて、またやっていかなあかんで、例えば6億円の受水費が下がったとしても、倭事業管理者は貯金と言ったけど、つぎ込んでいくような、入れてかなあかんような仕組みになつとる中でのやりとりやで、収支、収支と言うんやけど、そうでもないんです。初めからそういう装置産業やという仕組みやで。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、済みませんけれども、この財政見通しについてなので、これって要するに川村委員が言われているみたいに、今回の県水の受水費が大幅に下がらなかつたら、多分このグラフじゃなくて、早くに値上げをしなきゃいけない状況であったと。それが6億円値下げされて支出が減額できたことによって、値上げをする見通しという部分のところできくと、平成30数年までは何とか回していけるというようなグラフがここにあらわれているということですよね。

○ 中尾上下水道局管理部長

簡単に言わせてもらいますと、資本的収支は毎年25億円ずつ要ります。今までは毎年生まれる留保資金というのは利益が少なかったものですから、ほぼ減価償却の十数億円と、利益が若干でありまして、それが合計20億円ぐらいでした。だからマイナス5億円ずつ、ですから内部留保資金が20億円であるとすると4年でもう貯金を使い果たすというような状況でございました。それがこの6億円で長くなったと。簡単に言うとそんな……。

○ 竹野兼主委員長

それと、先ほどの税金が入っているという話なんですけれども、これは一般会計から繰り入れていないというところだけは、説明しとかんとあかんのじゃないですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

下水道についてはたくさんいただいていますけれども、水道につきましては皆さんの水道料金だけで賄っております。

以上であります。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 智広委員

またゆっくり教えていただきたいのと、あとまた自己水と県水の構成割合で、自己水が常時六十三、四％で推移しているというのは、これはもうあえてこういう構成割合を意図的に目指してやっているんですか。自己水の受水量も減っているということですか。

○ 矢田技術部長

技術部長の矢田でございます。

まず、受水の考え方と申しますのは、基本的には自己水を取っていくと。このグラフをごらんいただきますとわかりますように、平成17年度は68％から、平成25年度で64％ということで、やはり井戸というのも消耗品でございますして、だんだん目詰まり等で取水の能力が変わってまいります。ですので、そういった中で、その不足分を受水で賄うというような考え方で今現在進んでいると。ただ、全体的な配水量も減っているというところもございまして、近年は64％と36％というような形の流れになっているという状況でございます。

○ 森 智広委員

これは、自己水は目いっぱい取っているということではないんですか。

○ 矢田技術部長

自己水につきましては、それぞれの水系でどのような形で水を取っているかというのがございます。ですので、今取水をする上においては、安定的に取水できるという部分というのはどうしてもございます。ですので、例えば今よりも能力的に取れるという可能

性のある部分も確かにございます。ただし、それがずっと永続的に続けられるかという部分というのは、それはまた別の問題になってまいります。

ですので、今の現状といたしましては、自己水の取水ということに関しましては、今の安定的に取水できるという部分については、この数値という形のものであるというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑はございませんか。

○ 川村幸康委員

県水の受水費のあれでいくと、今の話でいくと、例えば64%と36%というバランスが責任水量のことも入れていくとどこが一番数字としては合理的なん、そのパーセンテージでいくと。

○ 矢田技術部長

ベストバランスはどこかというご質問だと思います。このグラフにもあらわれておりますように、県水に占める責任水量というのが薄い緑色で示されております。ここの部分については、要は濃い緑の部分、これ極端な話、極端といいますか、この部分というのは木曾川用水系でございます。こちらにつきましては責任水量というのがございません。ですので、今後水源開発等々が進んで取水量がふえれば、責任水量部分については別ですけれども、この緑の部分を自己水にして減らすということが可能でございます。

ただし、現在の状況というのが先ほど申し上げましたように、取水というのもだんだん減ってきているというような状況もございますので、今後老朽化してきた水源、その辺を再開発することによって取水量がふれば、その部分については減らすことは可能かなというふうに考えておまして、そういうところら辺も視野に入れて、施設の更新等を考えていきたいというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

それと、年末にもらったやつで、最終的な合意には至っていないというふうなことを言

っとして、どうなったのかな。新料金体系についていただいたけど、北勢系のやつで新料金を。それが8市町やったか。合意に至った、至ってない、中途半端な書き方やったような気がするんやけど。

○ 久志本経営企画課長

1月に最終の覚書の話がありまして、企業庁のほうへその受水量に関しての覚書、それから料金については県から最終通知という形でいただいております。それでもう妥結した形になっております。

○ 川村幸康委員

その文書って私らはもらった。

○ 久志本経営企画課長

出しておりません。

○ 川村幸康委員

どうして、出してもらえやんの。

○ 久志本経営企画課長

資料として出させていただきます。

○ 川村幸康委員

それは委員長に言うて、ちゃんと出さなあかんのと違う。年末には合意に至ってない、どうなるかわからんという書き方で新料金体系ももらっていて、そのベースで今、森委員のやつも浮いた話になるやん、6億円。そうやろ。それがあって新料金体系になるで変わるのと違うの。受水費って6億円。その新料金体系の決定したやつを、あれは案やったやろ、多分。だからきちんとした決定案を先に私らに示さんと、さっきの話も浮いた話やぜ。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、事業管理者の倭でございます。

申しわけございません。確かに事前にそこら辺、協定を結んだときの資料はまだございました。これは全く申しわけございません。すぐに委員長とちょっと相談させていただいて、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 川村幸康委員

結局、そこが上下水道局の審査では一番肝になるところで、どれぐらいになってどうやという話やろし、それから次の先も出てくる部分もあるやんか。だからそこはきちんとしていくことと、前々から積み残している木曾川用水系を長良川用水系としていただいている部分の水とかがありましたやんか。工業用水か何かの水の料金を交渉しとるとか、それも含めてこういう料金体系になったんか、どの辺でそれが値上がったんか値下がったんか。値下がった、値下がったと言うけれども、38円5銭とか39円とかという話と、私のあれ勘違いやったんかな。この間聴き取りで聞いたけど。

だからその料金も示してもらってないんで、それは先に示さんと。

(発言する者あり)

○ 中尾上下水道局管理部長

予算常任委員会資料の13ページの5、過去の県水受水費単価改定についてということで、三重用水系、木曾川用水系、それから長良川用水系ということで、基本料金とそれから受水費を示させていただいております。

例えば三重用水は、これは基本料金が旧のほうは2930円が、今回値下げで1710円になって、差し引き1㎡当たり1220円安くなったことに伴いまして、下の受水費でございますが、6億1195万1000円値下げになったということでございます。

木曾川用水系につきましては、ただいま責任水量をとっていない分、水量が減っているということで単価は逆に上がっております。670円から700円、30円アップしております。受水費については1300万円ほどアップしております。

それから長良川用水系につきましては、旧単価が2560円が2300円になりまして、260円減額になったと。受水費につきましては686万4000円減りまして、3水系合計で6億578万3000円安くなる見込みということでございます。

済みません、以上でございます。

○ 川村幸康委員

ただ、長良川用水系と言っているけれども木曾川用水系から取っとるんやろ、これ。違ったっけ。だけど料金は名目で、水系で値上がるのと値下がるのというのは、さっき最終的にことしに入って合意したというんやけど、どういう理解で納得して合意してきたん。ようわからんのやわ。水に名前が書いてないで、木曾川用水系と長良川水系があって、長良川用水系と言われているものは値下げして、木曾川用水系というのは値上げをしてきたやろ。それは責任水量とそうじゃないものという仕分けがあったんやろけど、どう考えるのかな。

○ 松久経営企画課企画計画係長

長良川用水系なんですけれども、同じ木曾川から水を取っております。ただ、この料金を算定するときの根拠となるのが、長良川用水系の建設にかかわった管渠、それと播磨浄水場を増設したときの費用、そういった建設費用が加算という根拠になっていますので、木曾川用水系とは料金が異なってくるということになっております。

以上です。

○ 川村幸康委員

あのときに、前の見直し何かがあったときに、結局最終的に量を減らしたよね、うんと。減らさへんだ。

○ 松久経営企画課企画計画係長

当初の長良川用水系の計画水量からは減らして、1万8000m³というふうに減らしております。それに対応した播磨浄水場などの浄水施設の整備をしていますので、その分が木曾川用水系と異なっているということになっています。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうすると、最終的に減らした分の楠町と合併するときにも何かあったよね、一遍。楠町と合併したときか、してからも見直し、そこの計画最大水量の改定が。

○ 松久経営企画課企画計画係長

ちょうどそのころに4万幾つだったかな、それが現在の1万8000 m^3 に変更になって、それに対応する設備として整備されました。

○ 川村幸康委員

そうすると、マックス4万 m^3 かどんだけかで半分以下にしたと思うんやわ、あれ。そのときでいうと、基準になつとんのはどっちなん、半分になったときのやつでやつとんの、これ。

○ 松久経営企画課企画計画係長

現在の1万8000 m^3 に対応しております。

○ 川村幸康委員

あのとき小さくしたんやったら、小さくしたものに対する責任水量の価格でいくべきみたいな話やったと思ったで、そうすると、それは最大限上下水道局としては努力してもらったたということなん。

○ 松久経営企画課企画計画係長

1万8000 m^3 になってから、四日市市は2200 m^3 が契約水量、その半分の1100 m^3 が責任水量となっておりますので、そんなふうに出るときに全体を減らすということをやっております。

○ 川村幸康委員

ベストの努力状態ということ。もう絞っても出てこんのかな。この合意は8市町で至ったというんやけど、幾つかまだ要素はあると思ったんやけど、交渉の余地がね。

○ 松久経営企画課企画計画係長

今のところ、各8市町の水道の状況が違いますので、一緒にそろって企業庁と交渉していろいろなことを下げようという努力はなかなか難しいんですけども、我々としては企

業庁に対して責任水量を下げるだとか、ほかのこともこれから続けてやっていこうとは思っております。

○ 川村幸康委員

6億円を下げてもらったでええと思ってしまう見方も評価する部分もあるんやけど、一から見直すという合意の仕方をしてかんと、いつまでたっても、特に企業庁の体質を引きずりながら、8市町で引きずられるとえらいのかなと思うと、もう少し私は交渉の余地は幾つかあるなと思うとるで、やるべきと違う。もしあれやったら、一番大きいのは四日市市なんやでさ、量的にも、やはり少し主体性を持ってやるべきと違うかな。大四日市がなびいたでってよそが言うのとさ。8市町というけど、だから四日市市がもう少しきちんとそこらを考えてやっていかんと。

これ、今こういうときに話ししとるけど、何年後かには水道料金が値上げとなると、議会も多分、皆さん方も含めて、このときの合意がよかったのかどうかというのを言ったら始まん話やで合意しますという話になるけど、本当はそのときにというものやでな。逆に言うと、今入り口でのんでしまうと、これは行ってまうわけやろ。あんたらそれを合意したというのも報告がなかったわけやし、私らに。だから一番あかんのと違う、そこが。

委員長にも言うてへんのやろ、合意したということ。どの時点でかは知らん。それが何年後かに料金にはね返ってくるということ。でいくと、今回のこの予算というのも、その合意の状況というのをもう少しきちんと、ぎりぎりやったんかどうやったんかということの説明が、この木曾川用水、長良川用水の交渉の中での8市町の合意の何かは、きちんと私らに示すべきと違うかな。

何十年か前にずっと責任水量制のことを言って、見直せ、見直せと言って、ようやく4万 m^3 から1万8000 m^3 にぐーんと、そういう議会の声があって下がってきたのと一緒に、やはりちゃんとそれは。これ、今気づかんでな、みんな。ここで合意したんや、ああって。次の審査が5年後ぐらいで、水道料金の値上げをするときは、あのときに四日市市は合意をしていますのでという話やで、そこはやはりきちんと、もう本当に何の一滴も出ないぐらい交渉したというならいいけど。

○ 倭上下水道事業管理者

今のご指摘でございます。まず、改めてになりますけれども、報告がおくれた点について

ては、おわびさせていただきたいというところでございます。

確かに担当のほう、協議会がございまして、皆さんと調整しながら三重県企業庁に当たったというところがございます。そこら辺の内容についても、また説明させていただく必要があるのかなと今思っておりますが、主な経費について、こちらとしても経費削減していただくと、人件費でありますとか動力費だとか、一つ一つこちらとして県と調整する中で、今回一定の形をとらせていただいたというところでございますけれども、なかなか責任水量制という制度自体、仕組み自体難しいところがあるかと思っておりますけれども、そういったところも含めて、今後はこちらとしてはご指摘いただいたように、5年間というところがございますもので、そこら辺も踏まえながら今後も、いろいろ県のほうにも企業会計の中でこちらとしてもいろいろな資料を提供いただくようなことも今回の見直しの中でお願いしてございますので、こちらとしても引き続き、この受水費の件については努力をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、この8市町の人口推移もあるやろうし、それぞれの財政状況もあるやろうし、それに対して多分四日市市が引っ張っていけるのかなと思うんよ。四日市市よりええとこないと私思つとるで、だからそういう意味からいくと、8市町で合意というとなんとなく四日市市だけではコントロールがきかんとか思つとるけど、どう見たって数字的に四日市市、鈴鹿市を含めたところで影響が出るわけやで、大企業を抱えとるわけやで、死活問題になるやろでな、値上げなんかすると。企業なんか含めてさ。

謝つとんで言わんけど、だからやはり一番大事なのは、合意したときのことをきちんと私らに周知するというのは、もうおくれやんとせなあかんわ。誰にもしてないんやで、勝手に資料の中でぺろぺろっと言つとるだけやで。とりあえず。

○ 森 智広委員

済みません、細かいことはまた後で聞くんですけども、大きな方向性だけ確認したいんですけども、今回受水費が6億円下がるというのは、どの段階で見えていたんですか。もう大分前からわかっていた話ですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

これは、この委員会の中でも将来の水道料金の値上げについてご心配のご意見をいただきましたので、5億円程度下がるということをご説明しております。ただ、今回ちょっと単価が1000円から1200円ぐらいになりましたので、6億円になったということです。

○ 森 智広委員

素人みたいな感覚で聞きますけれども、ですから6億円削減できてよかったと、現状の水道料金が維持できるというご説明がありましたけれども、維持するために6億円という水準を目標にして値下げ交渉を行ったのか、結果として6億円下がり、水道料金を上げずによかったねという、そういう結果論なのか、その辺どういう交渉だったんですか。

○ 川島経営企画課長補佐

経営企画課の川島でございます。

先ほど川村委員からもいろいろ交渉のという話はございましたけれども、おおむね5億円程度は最初からめどは立っておりました。ただ、先ほどの計算をする中で、かかる費用をぎりぎりのところまでこちらで折衝した結果、2割ほど下がったという状況でございます。

○ 森 智広委員

例えば前回の委員会資料の中で、三重用水系の改定要因が企業債償還費の減少が大きくなって、企業債の償還スケジュールがわかっていれば恐らく予想がつく話だと思うんですけども、そういう意味では今後こういった大きな値下げになるようなイベントというか、そういう事象というのはまだ幾つかあるんですか。

○ 久志本経営企画課長

三重用水系につきましては、おおむね初期投資が平成24年で終わっておりますので、今回が大きな値下げの最後になると思います。今後は数十円の攻防にはなると思うんですけども、それから長良川用水系についてはまだ新しいですので、企業債の償還はまだまだ減ってくると思います。ただし、実際買っているのは1日1100m³と物すごく少ないものですから、経営全体に占める影響が物すごく低いということで、四日市市につきましては三

重用水系さえ安くすれば経営状態がよくなるという状況です。

○ 森 智広委員

ですから、今回大幅な改定がありましたけれども、それも企業債の大幅な償還が終わったということなので、今後大きなイベントということはもうないということですか。わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございませんか。

○ 加納康樹委員

全般でよろしいんですか。

○ 竹野兼主委員長

そうです。

○ 加納康樹委員

済みません、そうしたら簡単に数点お伺いします。

予算書あたりと絡めながら簡単にお伺いするんですが、まず予算書13ページに関連をして、特殊勤務手当についての考え方、過去にも議論があったのかもしれませんが、改めて教えてほしいんですが、特にこの水道事業のほうの特殊勤務手当支給対象職員が82%も占めて、1人当たりが1000円ちょっとしかないという、こういう特殊勤務手当の支給の妥当性というのはどういうふうに判断されているんでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

誰が答弁していただきますか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

総務課長加藤でございます。

特殊勤務手当でございますけれども、これは著しく危険であるとか、あるいは不快な業

務に従事した際に支給されるということでございまして、今実際支給されていますのは、13ページにありますように、外勤作業手当、これは道路上での漏水の調査、修繕、あるいは高電圧設備等への点検作業に従事したときに、日額で250円支給されているというふうなことです。

それからあと、汚水、これは下水道のほうになりますけれども、汚水処理作業手当ということで、日永浄化センターに勤務する職員で汚水あるいは汚物取り扱い業務に従事した際に、日額で470円支給されるというふうなものでございまして、これについてはそういった特殊勤務手当の支給基準といたしますか、それから考慮して妥当なものというふうにごえております。

以上です。

○ 加納康樹委員

理事者のほうがちょっと下水道のほうも答弁してきたので、踏み込むことをお許しいただきたいんですけども、下水道のほうの特殊勤務手当で汚水処理の分で手当が出るよ。それも対象がこのペーパーでいくと30%ぐらいの職員だというのは、それは確かに特殊勤務なんだろうなと理解できるんですけども、上水道のほうで82%も支給対象になってしまう、そういう手当、過去はそんなんもありだったのかもしれませんが、今この世の中でそういうものが特殊勤務手当として妥当なのか、今妥当とおっしゃいましたけれども、その辺の認識は少しそろそろ整理する時期に来ているような気もするんですが、いかがでしょうかね。その82%についてです。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

82%といたしますのは、82%の職員に支給したということではなくて、その業務に従事する可能性のある職員ということでございまして、必ずしも全ての職員が支給されるということではなくて、あくまでも業務がそういう特殊勤務手当の支給に該当する業務に従事したときということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○ 加納康樹委員

そうご答弁をいただくと、全く逆の解釈を私はするんですけども、その8割方の職員が該当するような手当を特殊勤務手当と呼ぶんじゃないかと、それこそ給料のことですので、

そうなかなか上下水道局だけでするわけにはいかないんでしょうが、手当をなくせというわけじゃなくて、支給の仕方がやはり根本的に違うんじゃないかな。本給に入れるなり、そういうふうな手当の整理というのを考えるべきという気がします。

説明してもらったとおり、1日外に出たら250円なんだよという、こんなようなものは、悪いんですが、もう理解される時代はとっくに終わってしまっているような気がするので、それは上下水道局で8割の職員の方々は何かあったら外に飛んでいかんならん、これは当然のことですので、それが特殊勤務手当と呼べる時代ですか、今まだ。

(発言する者あり)

○ 中尾上下水道局管理部長

管理部長の中尾でございます。

この82%といいますのは支給対象職員ですので、例えば我々事務職等はありませんので、例えば水道事業で100人中30人が支給対象で、そのうちの8割に対してということだと思います。ちょっとごめんなさい。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

水道事業のほうの82%、これは特殊勤務手当の支給対象職員が水道のほうで100人職員がおりまして、そのうちの82人が対象になるということでございます。

○ 竹野兼主委員長

せやから、上下水道局の職員全体じゃなくてという意味ね。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

はい。水道事業会計のほうの職員全体での数字になります。

○ 加納康樹委員

正直言って割合はどうでもいいんですけれども、ご説明いただいたのは間違いなく、ちょっと外に行ったら250円という支給基準なんだろうと思うんですが、だからもう割合はどうでもいいので、そういうふうなものを特殊勤務手当と呼んで支出をし続けるというこ

とはどうですか。別にそれをカットせよと言っているわけじゃなくて、支給の仕方がもう根本的に間違えているんじゃないかと思うんですがという、こういうことに対してご答弁をいただきたいんですが。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

ちょっと外へ出たということではなくて、そういった本来特殊勤務手当ということですので、著しく危険あるいは不快というふうな部分で、ある程度の時間数とかその辺で対象になる、ならないとなってきますので、ちょっとという部分だけ訂正をさせていただきます。

○ 竹野兼主委員長

要するにそういう時間で、例えば時間の規定があるということですね。そういうのはある……。

○ 加納康樹委員

まあまあ、この辺でちょっと矛をおさめておきますけれども、何か手当全般としてはいろいろ見直す時期に来ているんじゃないかなという、その一例でちょっとお話をさせていただきましたという程度で、この場はもうとどめておきます。

次、済みません、同じく予算書で25ページの下のほうに関連をされていて、割と私いつもお伺いをしているところですが、一番下のその他雑収益で、庁舎管理費と小水力発電売電料で「等」となっていますが、その明細を教えてください。一番わかりたいのは小水力発電の収入として今年度予算はどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか。ついでに、昨年対比でどんな推移で予算立てされているのか、教えてください。

○ 矢田技術部長

そういう小水力発電の場合の売電量、これについては収入としては3600万円を計上しております。昨年からどうかというところでございますが、これは単価のほうが変わっておりません。それから県水から受水したもので小水力発電をしておりますが、その取り入れる水量、これも変わっておりませんので、ほとんど誤差のないような形で前年度と同額ぐらいということを見込んでおります。

○ 加納康樹委員

せっかくですので、ぐらいじゃなくてきっちりと教えてほしいんですけども。

○ 中尾上下水道局管理部長

小水力発電の売電金額ですが、3615万1000円です。

○ 加納康樹委員

それは今年度予算。

○ 中尾上下水道局管理部長

今年度予算でございます。

○ 加納康樹委員

済みません、平成27年度予算ですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

平成27年度予算でございます。

○ 加納康樹委員

平成26年度予算ではどのぐらいを上げていたんでしたっけ。

○ 井谷経営企画課水道財政係長

水道財政係長の井谷でございます。

この小水力発電は契約で補っておりますので、前年度と同額で置いてあるはずです。

○ 加納康樹委員

きっちり同額なんだということによろしいですね。はい、わかりました。引き続き、そちらのほうも頑張ってくださいと思っています。

最後もう一点だけお伺いをします。

同じく予算書でいくと28ページに絡んでになるのかな、ちょっとよくわかってないんですけども、上のほうに薬品費とありまして、たしか四日市市上下水道局さんは水質の管理を自前でされていると思います。それに関連する予算なんだろうなというふうに見てはいるんですが、自前で水質管理をされ続けることの意義、メリットについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

誰が答弁していただけますか。

○ 矢田技術部長

水質検査を自前で行うメリットは何かというご質問かと思います。まず、何らかの水質異常というものが発生する、発生してはいけないんですけども、それを常時監視するという、これは外部委託すれば当然お金がかかります。ということと、あとそれから、そのメリットとしては、今現在、水質検査計画というのを毎年定めて実施しておりますが、その中では、水道法に決められたもの以外でも周辺の河川の状況であるとか、将来的な見込みとか、そういうところも含めて自前でできるということで、そういうところら辺で私どものほうとしては、自前で持っているというメリットがあるというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

外部委託という言葉が出たんですけども、県内他市はどのような状況ですか。

○ 向原水質管理室長

水質管理室の向原です。

三重県下では鈴鹿市とか津市、名張市、伊賀市、その辺も同じような形でやっております。四日市市の場合は、今ちょっと技術部長からお話がありましたように、緊急性とかそういう形で基準項目については全て自己分析という形で、早急な対応というものが必要であるということで、継続してやっております。

○ 加納康樹委員

外部委託をした場合と、自前でやり続ける場合の費用対効果的なものというのは、測定されたことがあるのでしょうか。今の時点で当然自前でやるのがよしという見解で進められていると思うんですが、外部委託も必ずしも悪くないというのか、メリットはあるような気がせんでもないんですが、その辺の現時点の見解を総括的におっしゃっていただければ結構なんですが。

○ 竹野兼主委員長

思っているところで。

○ 矢田技術部長

技術部の矢田でございます。

外部委託との比較ということでございますけれども、私も在籍しとるときにそこまでの、ちょっと正直言って比較というのはしておりません。ただ、私ども先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、水道法で定めております水質基準というものを含めた水質検査ということで、兆候があれば、それ以上にその周辺も含めた水質管理ができていくというメリットがありますので、今現在、外部委託ということで、それを全てするという事になれば、ちょっと計算をしておりますが、現状よりも高くなるのではないかなという認識しております。

○ 加納康樹委員

どちらにしても、今の時点では水質管理、水質検査については余り近い将来で変更とかの考え方は、この感じでいくと全く予定はないということによろしいんですね。

○ 矢田技術部長

現時点におきましては、今の体制を何とか堅持をしていきたいというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

結構です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますでしょうか。

そうしたら、あるようですので、1時間15分たっております。10分間休憩をしたいと思います。再開は25分でお願いします。

11:16 休憩

11:26 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、再開したいと思います。

川村委員、ご質疑お願いいたします。

○ 川村幸康委員

一つ、収入をふやすというのを上下水道局でほかに何か考えとるんかな、考えれやんのかなというのがあって、先ほどからずっと議論してきたやつが、例えば泗水の里ですか、一本売ると利益が幾らになるのかちょっとようわからんのやけど、利益がないのかもわからんし、広告宣伝なんかもわからんし、それ以外にも上下水道局としてよその他市町、もっと大きなところも含めるといろいろと上下水道局としての収益が上がるようなことを考えたり、少しテレビでも取り上げられるところも出てきたので、四日市市としての強みを何かを出せるものがあるのかなと思って。考えとんのか考えてないのか。

○ 久志本経営企画課長

過去に検討したことをちょっとお話しさせていただきます。過去に太陽光発電とか小水力発電については各施設について、水道・下水道全部採算が合うかということで試算を担当課にさせていただきました。残念ながら、小水力発電に関しては段差がない、高さの差がないと発電しないので、コストが合わないということで小水力発電はだめでした。太陽光発電についても投資との比較をしていただきましたが、結局回収ができないということで断念しました。

それからあと看板はどうかという、広告料をとれないかというお願いもしました。それ

から電灯についてはLED化したらどうなるのかという試算はさせていただきましたけれども、だんだん改善はしていますけれども、LEDは灯数がふえてしまうということで逆にまたこれも回収ができないということで、ただ大分最近明るくなってきていますので、再度また見直しをすることも考えております。

あと、不用土地の買収についても過去に何件か交渉していただいて、これが実現して売っております。何千万円か収入が上がっております。ただ、やはり水道にしろ、下水道にしろ、本体業務での収入が余りにも大きいものですから、別の収入を考えても微々たるものでなかなか難しいです。泗水の里は原価と一緒に価格で売っていますので、残念ながら利益は上がりません。

以上です。

○ 川村幸康委員

だからなかなかいろいろと考えて努力しても、うまくいかんだり、その一番の定義の中にあるのは、今言う本体収入が大き過ぎるから何かやったら、そんな何とかに水垂らすようなもんやという発想でいくと出てこんで、何とかせんと水道料金の値上げになったり、自分らのところにもいろいろと責任を感じるという中で、何かやはりせんとあかんのと違う。

○ 久志本経営企画課長

先ほどちょっと言い忘れましたが、最近で言うと唯一大きな効果があったのは、2年前に導入した大口利用者の減額制度というのが、割と思っていたよりもちょっと効果が上がっていますので、お客様センターの所長から答弁してもらいます。

○ 飯田お客様センター所長

お客様センターの飯田でございます。よろしく申し上げます。

平成25年度からスタートさせました大口利用者の減額制度、これにつきましては平成25年度、初年度が26水栓の登録、それから平成26年度につきましてはプラス11水栓の登録のご申請をいただきまして、平成26年度末では37水栓の制度の登録をいただいております。

こちらは平成26年度の予測ということで確定ではございませんけれども、おおむね10カ月を経過した時点での使用水量等の数字を見ておりますと、全体的には増収ということで

はないんですが、下落の下支えというようなレベルにはとどまっているような水準にはなりません、一定の効果は見られるのかなというふうに思っております。

ちなみに、この37水栓で1月末の使用状況をもとにしまして、ざっと試算をさせていただきましたところ、減額制度の適用を受ける水栓がやはり10水栓を超えるぐらいの水栓が実際に使用水量がふえて、一定の割合がふえたもので減額も受けられると、そういった減額をした後で、なおかつ非常に蓋然的な試算でございますが、4000万円から5000万円ぐらいこの水栓全体と、登録37水栓に対しては増収効果があったのかなというふうな試算をしています。

まだまだこの対象になり得る水栓というのは、これも平成26年度当初の実績を見ますと、全体では100水栓弱ぐらいございますもので、さらに制度の普及を図っていければなというふうなところを考えております。

以上です。

○ 川村幸康委員

あと、ここでいくと東芝かな、大きなところで水を使ってもらうところ、ああいうところにどの辺でインセンティブとか、それからほかにも企業を誘致するときにそういうのもう少し、企業側が来たいなと思うようなことを、企業はコストも結構考えとるでな。光熱水費というのは大きいので、占める割合でいくと。その辺で割り引くとどこまで来るんか、初期投資、あんなん回収って東芝さんやと5年、10年でしていくぐらいのあれでいくと、最初の5年だけでも助けたるのか、何年助けたると企業としてもええのかとか、そんなことを調べて、もっと大口のそういった企業に水を使ってもらえると、有形・無形の形で税収があったりするわけやで、少しやはり、私のところでも小さいけど自営業をやつとると、やはり水道代ってばかにならんと思うところはあるで、どう始末するかというところもあるし、そうやって考えると、企業って大なり小なり結構払って使つとるで、もう少し水道の本体のところもそうやし、両方とも見ていかなあかんわ、さっきの小水力発電とか泗水の里とか。

だからあらゆるところにそういうものをセンスよく出していかんと、人減っていくんやし、じり貧なんやで、どうするのという話やん。節水とか環境意識が高まるんやで、どちらかという右肩下がりの産業になる中で、上げていこうと思うと、企業に使ってもらうとか、水がかけ流しで使ってもらえるようなことをいくつか考えやんと。

前、どこやったあれ、富田地区かどこかの川を埋めて、せせらぎとか何かと言って水を流しとるやん、循環でな。もっとあれよりいいやつを四日市市のまちなか、今の市長は集めてこようとしとるんなら、もっと水をきちんと使ったやつで何かする、そんなこともやはりセンスようせんと。人は減るだけやで、じり貧やに。今の世代の人間は乗り切れると思っとるやろうけど、行く行く考えていくと、多分遠い話じゃないでな。

○ 倭上下水道事業管理者

お答えになるかどうかわかりませんが、私も水道事業管理者に10月に就任させていただいてから、その財政経営部のときもそうでしたけれども、行革もやっているというところで、いろいろ上下水道局にも注文とかそんなのをさせていただいたところもございます。例えば先進の取り組み、太陽光発電も、例えば神戸市なんかの浄化センターのほうで置いているところはございます。それができないかとかいろいろ検討していて、今の建て方とかそこら辺もございまして、できないというところもございます。

確かに企業会計というところは、単に今ある水道を供給する、下水道について整備して生活環境をというふうなことだけではなく、やはり工夫はしていかなあかんというところで、そういうところを私自身も見ると、各課のほうに注文をつけたりしてございます。

それから今言われた企業のいわゆるインセンティブ誘致というふうなところもございませう。どこまでできるかわかりませんが、私としてもそこら辺、新たな視点でというふうなところは、常にやっていかなあかんというところはございますので、本当に今のそういうスタンスでおるとは思いますけれども、さらにそういう視点で一つ一つ新たな取り組みができるように、何とか研究なり努力はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

それと無断接続があったわね、話題としてあったんは。それから未接続とかいろいろなことがあったな。その辺はある程度整備されてきたと思うけど、あと市役所の施設、市の施設というかな、学校とかあんなんを含めて、それからここでも上下水道局に水道代を払っとるやろ。あれって、昔は減免制度とかあったんと違うの。これよくわからんけど、どこなんかなと思って。毎年教育委員会が払っとる学校の漏水に係るお金って何千万円と違う。それ、上下水道局としてはええお客さんかわからんけど、タコ足やで、あれ。何か減

免したつたらええんと違うかなと思ってな。上下水道局には痛い話かわからんけど、あれタコ足やろ。

○ 飯田お客様センター所長

今お話のありました減免についてお答えさせていただきます。

確かに委員のおっしゃるように、市の公共施設、例えば学校さんですと夏になるとプールを使われますので、水は結構な量を使っていただいております。施設のメーターから中の施設側の、例えば地中に埋まっている水管等で漏水があった場合、これは漏水修理自体は施設を管理する課のほうでお願いしてはいますが、そちらのほうからご申請をいただいて減免ということも、丸々減免するわけではないんですけれども、半分ずつ持ちましようというような考え方で減免をさせていただいておりますが、公共施設、それでももちろん一般市民の方、民間企業の方もそういった漏水の修理をした場合について、箇所によっては申請をいただいて減免ということもさせていただいております。

以上です。

○ 川村幸康委員

その減免の制度をもう少しきちんと、減免がありますよということそれは、栓を締めやんとして自分でやっとなとか、そんなのとは違うのはわかりますやんか。四日市高校はかなりの額やっとなと違うの。二、三年前か四、五年前。何千万円かやっとなやろ、あれ。四日市高校、違う、俺、間違ってる。何千万円か払わされたって聞いたで。わからん、数字。知つとる人おらへん。

○ 飯田お客様センター所長

済みません、委員がお尋ねの四日市高校の件でございますが、ちょっと数字の持ち合わせがございません。ごめんなさい、済みません。

○ 川村幸康委員

それから中央緑地のプールかな、あそこも壊れてかなりの大金を払ったと聞くで、そういうときの事故みたいなやつ、変な話責任水量制を払ってよく使い切ったなということもあるんやったら、そこらの減免措置をもう少し、一度きちんと洗い出しということも

サービスかなとは思うんやけどな。

それから市の関連でようけ水を使うようなところな。例えば畜産公社なんかようけ使っ
とると思うよ、ええお客さんやで。そこらでも、結局は一般会計から繰り入れもしてもら
っとるやつやと、そういう部分のところな。どういう考え方があるのかな。

ここ10年ぐらいで変わったんや、そういうところの考えが。前までは申請すると減免し
とったんや。ところが、田中俊行から田中俊行に減免するのはおかしいみたいな話になっ
て、それと企業会計になったんやで、今度は。市から上下水道局に減免申請したときに、
それが法律的に許されるのかどうなんかな。漏水じゃなくてもそういう減免申請で、一般
会計が楽になるような考え方ってあんのか。

○ 倭上下水道事業管理者

財政の考え方でいきますと、当然出るもの、入るもの、明確に説明責任ということで予
算化するというのが基本になってきていますよね。ですから、例えばこれにしても、当然
この施設についてこれだけの光熱水費が要る、水がこれだけ要るというのを明確に市民
に知らせるといふ考え方で、入りと出を、いわゆる帳消しにするような予算組みというの
は基本的にはだめだといふふうなのは、やはり予算組みの基本だと思います。

ですから、そこで要はプラマイゼロで予算の中に出てこないといふのは、いけないとい
うふうな予算組みの基本がございますので、そういう意味ではやはり明確にどれだけかか
るといふことをお示しするといふのがまず基本になってくるといふふうに認識してござい
ます。

以上です。

○ 川村幸康委員

その上において減免申請をするとどうかということ、もう一遍考えてほしいな。過去
はあったんや、そういう制度がな。平成十二、三年からなくなったんと違うかなと思っ
とんのやけど、平成十二、三年までは多分あった制度やと思うので、どうかと思つて。

○ 竹野兼主委員長

一度それがあったかどうかも含めて。

○ 川村幸康委員

意見ですから、これは。

○ 竹野兼主委員長

意見ですので、ただそれについての資料みたいなものは皆さんに回したほうがいいかなと今、聞いていて思ったんですけれども。

一度調べてみてください。

済みません、川村委員、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

済みません、先ほどの県水との交渉についての資料ができたそうですので、ちょっと配付させていただきます。

今、資料を用意できておりますが、これについてちょっと説明をしていただきましょうか。

○ 中尾上下水道局管理部長

お手元にお配りさせていただきましたものにつきましては、水道料金の改定に係る協議結果ということで、三重県企業庁長から市長宛てにいただいた文書でございます。

これにつきましては、文にもございますが、関係受水市町の北勢広域水道事業促進協議会で協議を重ねてまいったということでございまして、結局四日市市がイニシアチブをとりまして、やってまいったというふうに考えております。

その結果、下の表にございますように、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の料金でございまして、最初の北中勢水道用水供給事業、これが北勢系木曾川用水系の基本料金が700円、それから使用料金は39円。使用料金については県下一定の39円で統一されております。超過料金というのは、一定の最大の計画水量を上回った場合の超過料金でございますので、これは余り関係ないかと思っております。

それから三重用水系につきましては、先ほどご説明しました基本料金の1710円、使用料

金は同額です。

それから長良川用水系については2300円、使用料金は一緒です。それから長良川水系は亀山でございますので、亀山市の区域に関するものということで書いてございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

これさ、よろしい。これ新料金なんやろ。旧の料金がないとわかりにくいよ、資料。急に出してくれって言ったんで、不親切なんかわからんけど。

○ 竹野兼主委員長

これについては決定した状況を。

○ 川村幸康委員

旧の料金を見えるようにしてくれると。

○ 竹野兼主委員長

委員会資料の2ページのところを見てもらうと、新しく資料請求があって、きょう配付された部分の2ページのところに。

○ 中尾上下水道局管理部長

表の一番下の平成27年度というところがございまして。

○ 川村幸康委員

700円。ああ、わかった、わかった。

○ 竹野兼主委員長

その前は何年前という形で時系列で数字が載っていると思いますので、一応それでわかっていたいただきたいなと思います。

○ 川村幸康委員

これは2月3日付で来たということやな。2月3日に合意したということ。

○ 久志本経営企画課長

1月の終わりごろ、ちょっと日は済みません、終わりごろにこの会議を開きまして、最終的に2月3日発ということので三重県企業庁からいただきまして、2月4日に一応周知しております。

○ 川村幸康委員

決定の合意事項ということでいくと、県議会にこっちも諮るの、やはり、そういうことなん。条例改正か何かをして、向こうが決めてきて、それで来たということ。

○ 久志本経営企画課長

三重県議会につきましては、12月の議会でまず協議中ということで説明していただいたんですが、そのときに資料、皆さんにお配りさせていただいた、協議中ということでメールボックスに入れさせていただいております。最終的には県は3月の議会で条例改正をするということで考えております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。他にご質疑はございませんか。

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第101号平成27年度四日市市水道事業会計予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第101号 平成27年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

水道事業関係につきましては、全体会に送ることはなしということでご確認させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

そのようにお願いいたします。

10分前ですけれども、説明は午後からということで、1時から再開したいと思います。

それでは休憩に入ります。理事者のほうは入れかえということで、1時から準備をしていただきたいと思います。

以上です。

11：47 休憩

13：00 再開

○ 竹野兼主委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会、下水道事業につきまして、議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第98号平成27年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第103号平成27年度四日市市下水道事業会計予算の

追加資料についての説明を求めます。

議案第91号 平成27年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第98号 平成27年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第103号 平成27年度四日市市下水道事業会計予算

○ 久志本経営企画課長

追加要求いただきました資料について、配付させていただきました都市・環境常任委員会関係資料の6ページをごらんください。別途配付させていただいたほうの6ページになります。

○ 竹野兼主委員長

はい、お願いします。

○ 久志本経営企画課長

三平委員から請求いただきました高見台の三重県住宅供給公社施設の扱いについて、7ページには施設の配置図と管渠の配置図、そして四日市市の接続点は赤丸、東員町の接続点は黄緑の丸で示させていただいております。

6ページにお戻りください。三重県住宅供給公社は、平成23年12月末で解散し、現在は清算法人として清算手続を進めています。住宅供給公社から取り寄せた下のスケジュール表によりますと、流域下水道東員南部幹線工事が平成27年6月末に終了しますと、接続管渠の切りかえ工事が行われ、10月から公社所有の汚水処理施設は解体し、整地の後、平成28年3月に三重県に跡地を引き渡す予定です。

また、接続管渠及び公共ますは四日市市へ移管されます。

以上、下水道事業の追加資料の説明を終わります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。追加資料及び全般についてのご質疑をお受けいたします。ご質疑はございますか。

○ 三平一良委員

10月に移管するということですがけれども、この解体・整地というのはもう決まってるの。

○ 久志本経営企画課長

住宅供給公社に確認いたしましたところ、そのスケジュールどおりに解体・整地となるというふうに聞いております。

○ 三平一良委員

その中に事務所があるんですが、それはまだ新しい事務所やと思うんですがけれども、それも解体するのかな。

○ 久志本経営企画課長

目的も終了し、解体するとお聞きしております。

○ 三平一良委員

わかりましたけれども、ちょっと一回自分で確認します。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

○ 川村幸康委員

これからこういうようなことが、農業集落排水とか、コミュニティ・プラントの処理場で本管接続すると出てくるんやろけど、何か四日市市としての決め事ってあるんですか。将来的にもし出てきた場合の。例えばどう処分するとか、例えば今の話でいくとその管理棟が使えるなら地域の何かにとか、そこらは県の対応やという見方もあるんやろけど、市

として何か定めるものがあるのかないのか。今までにもあったんか、なかったんか。

○ 竹野兼主委員長

市の立ち位置と、それからそれへの対応ということだと思っただけですけども。

○ 久志本経営企画課長

過去の事例で申しますと、旧処理場の一旦水をためるという機能が必要な場合については、四日市市が預かってその機能を保持したという例はあるんですけども、今回につきましては、もう直接流域下水道へそのまま流れますので、その処理場の土地の必要性がなくなったということで、県に渡すことになったそうです。

現状、そもそも県の処理施設なものですから、今回は住宅供給公社ですけども、なので、お聞きはするんですけども、四日市市として具体的にそういうふうな今現状で取り決めというのはいりません。

○ 川村幸康委員

私が言うとするのは、将来的にこういうことが出てくるときに、一般の市民の人は県の土地や市の土地やと思ってへんで、県に準じたり市に準じたりしていろいろと話が出てくるんやったら、今のうちに市としての、フィールドはここにあるもんでな、四日市市に。四日市市内の土地には間違いはないんやで、そのときに市として県のすることやで関係ないという言い方もあるけど、もう一方でちょっと前処理するとすると、そういうものをどうすんのかということ少し県と、県やで知らんと言うんじゃなくて、市としてちょっと決めておくほうが後々ええのかなと思う。そんなん口出しする権利がないんですわと言うんやけど、話し合いのところはあると思うので。そうでないとあかんのかなと思って。

○ 川島経営企画課長補佐

今のところ、先ほど久志本課長が申しましたように、取り決めというものはいりません。ただ、四日市市も当然ポンプ場であったり、処理場だったりいろいろな施設を持っていますよね。これからいろいろな更新時期を迎えたりする中で、施設が廃止になったりとかということもあろうかと思っただけですけども、将来を見据えて、やはり何かそこが活用されるというめどがあれば、やはりそういう、あらかじめそういう予定地とか、そういう

う位置づけ、あるいは構想的なところというのは必要になろうかと思えますけれども、現在明確な基準というものを持っていない中では、今の段階でここはこうだということはなかなか言いづらいかと思います。

○ 川村幸康委員

だから逆に言うと、明確なあれがない中で言いづらいうやろうけど、そうしたら初めに、例えば周知だけでもしとけばええと思うんやわ。本管接続したら要らんようになるというのはもうわかっていますやんか。わかりますやろ、今はっきりと。そこに対して、もうこの処理場は壊して更地にして売却すんのか、それは初めから別のほうで活用していくということかということぐらひは、もう今のうちから周知をしておくや横やりやいろいろなことが入らんと済むんかなと思っとるもので、あらかじめそうやってしておいたらどうですかということですよ、周知をね。

○ 川島経営企画課長補佐

これも住宅供給公社に確認させてもらった中での話でございますけれども、当然その高見台の人たち、あるいは自治会長さん方に対しては住宅供給公社のほうからこういう予定だという話はあらかじめされているとは伺っております。ただ、その中で先般、三平委員が言われたような何か利活用ができないかみたいな話も打診はあったやに聞いております。

以上です。

○ 三平一良委員

住宅供給公社の件やで、ここで論議しとってもしようがないと思うんやけど、実情は、この事務所というのは10年ぐらい前に建てられて一度も使ってないんやわな。一度も使用してないわけ。まだ新しいんですよ。だから利用しようとするればできるものなんで、一回僕は住宅供給公社と話しします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございませんか。

質疑なしでよろしいですか。

(「全般」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

全般です。よろしいですか。

(「下水道の」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

当初予算全般と言いましたので、当初予算について全てのものを含んでおりますので。

よろしいですか。

他にご質疑もないようですので……。

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、もうしばらく待たせていただきます。

○ 川村幸康委員

公共下水道の整備状況のグラフをいただいて、今この辺まで来ていますよという話をいただいたのと、結局普及率は来年度で74.8%ということでもいいんやね。それでいいんですよ。公共下水道の普及率は。

○ 久志本経営企画課長

74.8%です。平成27年度予算事業をした場合、年度末に74.8%ということになります。

○ 川村幸康委員

それとこの間私が言うところの合併浄化槽のところの整備もしていつていますやんか。市として。それを足すと水洗化の人口が100%になるんやろうけど、100%になると何人になるの。

これ今、処理区域内の人口が23万3797人になつとるんやけど、これが74.8%で、100%になるとどんだけなんかなと思って。

○ 稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣です。

100%と言われますが、分母は行政人口になりますので、そのグラフの一番上の数字、31万2771人という行政人口の見込みに対して、23万3797人が公共下水道を使える区域に住んでいただけるところで74.8%という数字が出ているところです。

それとあと、今お話のありました合併浄化槽なんですが、行政人口全体の中で公共下水道、それから農業集落排水、それからコミュニティ・プラント、合併浄化槽、これについては一応その四つの事業でもって市の汚水衛生処理を高めていますよという事業で進めておりますけれども、それ以外に単独処理の浄化槽を持っている方、それとくみ取りでまだやっている方、これらについてはまだ生活排水処理が未整備というふうな理解でおりますので、その単独処理浄化槽あるいはし尿くみ取りの方々を公共下水道なり合併浄化槽なりで整備を進めていくというところら辺の考えでおります。

それらを考えますと、普及率とはちょっと別の意味で、実際にどれだけの方が公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、それから合併浄化槽を使っていたかという数字は別に持っています。その数字は、これは実績でしか持っていないんですが、平成25年度末で27万人余りです。率にしますと86%という数字であります。

ですので、これらをちょっと、表ではありませんが、あとまだ14%の方が単独処理浄化槽あるいはくみ取りをしていただいていると。それらを切りかえていく、下水道が整備されていないところだと、合併浄化槽をつけていただく。それによってその数字を上げていくというような取り組みで合併浄化槽については設置補助金の制度を立ち上げて、今運用させていただいております。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうすると27万人で86%というと、市街化調整区域と市街化区域との面積比率ぐらいなんや。市街化区域に住んどる人口の率は87%や。市街化調整区域は13%やで、今見た比率にはなつとるわけや。今な。それで市として、浄化槽の維持管理費を税金で全部もったら

どうやと言ってこの間試算してもらったやつがあって、6億7000万円ぐらいかかるという試算表をもらったんやけど、合計するとね。6億7000万円が高いか安いかってどう見るかということにもなるんやろうけど、合併浄化槽のところの部分だけでいくと。今のまま公共下水道と合併浄化槽との割合もその辺で押しとどめていく中で、下水道のほうは少し補助金を出しとるわね、幾らか。それと今の合併浄化槽は原則個人に管理してもらっとるけど、維持管理を税金でどこまで出せるんかというところの案分でいくと、6億7000万円が高いか安い、どう思うんかなと思って。この間出してもらったやつやね。5人槽から10人槽以下のところで維持管理にかかるお金が6億円ぐらいかかるんやけど。

○ 竹野兼主委員長

誰が答弁していただけますか。

○ 久志本経営企画課長

今、下水道事業会計で一般会計からいただいている繰入金で平成27年度で68億円なんですけれども、実際汚水処理に使うのは20億円ぐらいなんです。それ以外は雨水ということで公費負担になっています。汚水処理に係る一般会計からいただいているお金が20億円ぐらいですので、その6億円との比較です。全体として6億円。それに公共下水道に一般会計からいただいている分というのは、例えば日永浄化センターの第4系統のコストの影響もあるんですけれども、要するに将来つないでいただく人の分を今の人たちに負担させられないので、一般会計からいただいとるということもあるので、将来つないでいただいたときには平等になっていくだろうし、今の6億円と20億円の比較ですね。6億円といたら結構大きいと思うんですけれども。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから汚水処理に今公共下水道区域の人は20億円ぐらい使ってもらっとるわけやな。変な話、さっきの水道代と一緒に、本当の出さなあかんお金でいくと、都市計画税を払っとるという話も出てくるけど、20億円を広く四日市市民の税金で賄っとるというところがありますやんか。そこでいくと、合併浄化槽の維持管理について6億円のうちのどのぐらいをしたと、それは変な話やに、公平感があんのかという話な。俺の発想が間違っとるかな。

公平感というんかな。

○ 中尾上下水道局管理部長

ちょっと5人槽で比較させてください。環境省の平成25年度末の統計によりますと5人槽ですと4万8600円、これは保守点検・清掃・法定検査も受けていただいた金額で合計が4万8600円、約5万円です。公共下水道で4人家族を例にとりますと、大体それが2カ月に1回で8000円から1万円ぐらいになります。ですから、ほぼほぼ5万円ぐらいになります。これで一緒です。

ただ、今の浄化槽にはブロワーの電気代とか、それだけではないと思うんですが、機械の修理費等もあるかと思えます。ただ、今回私ども法定点検を受けていただくと、5人槽やと1万1000円の補助が出るという形になりまして、それほど差がないのかなというふうに認識はしております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、補助の分のインセンティブが何かということなんやな、私が思っとんのは。完璧にやらんと意味がないという見方をすると、補助でインセンティブをつけて、自分で汚した水は自分できれいにして返していく、処理も自己責任でお願いしますというのもわからんでもない話と、それからそうしたら、本当やったら公共下水道が迎えに来てくれたらええやないかという話は、いつもある話やわな。資産価値も高まるわけやし、下水道が整備されたら。さまざまところでどっちが有益かといったら、公共下水道をひいてもらうほうがええというところやわな。

それがコストとの見合いで合併浄化槽のほうが合理的やと見てやっとなるのが市の施策やさ。と俺は思っとるところがあるもんで、特に井上前市長のときにそういうふうに見立てたわな。公共下水道よりも合併浄化槽のほうが効率的なところが出てくるんやったら、それはもうそっちで行こうという。それはある意味、従来の合併浄化槽という判断よりも、多くの税金を使って効率の悪いところまで迎えに行くぐらいやったら、合併浄化槽のほうがお得やんかというので、暗にそれは浄化槽なんやけど公共下水道という見方もあんのかなというところがあるもんで、そのときに受益者負担の原則があるのは当然なんやろうけども、管理に対する責任だけは行政に責任があってもええのかなと思ったりもしとるもん

で、つなぎ込んだり、公共下水道やと水道料金に乗せて料金設定をやつとる部分があるけど、それ以外の最後自然に返すところのきれいなところの責任は、それも自己責任という話なんか、そこなんやわな。

まだ公共下水道の区域じゃないから自分で合併浄化槽をひいてやっていくという人の考え方は、それはそれで否定せえへんのでええんやけど、井上前市長のときぐらいから政策方針としては、合併浄化槽をしていくのも一つの市の施策の方針として捉えたときに、受益者負担の原則のところの部分と、それからもう一個は汚してあれすところの管理だけは行政のほうで、下水道のほうで責任を持ちますよという話が俺はあってもええんかなと思つとるもんで、だから今、中尾管理部長さんが5人槽で1万円ぐらいの補助を出すからとんとんやという見方も、理解するよ。乱暴なことを言うとは思わへんよ。だけれども、考えとる視点が全然違うで、だからこれから全然公共下水道が整備されないというところは、もう合併浄化槽でいったほうが四日市市民にとっては得なんやもん。そうしたら、その得な部分のところは、極端なことを言うたら野となれ山となれという責任ではあかんと思つとんのやわ。

最終的に公共下水道で全部100%面倒見ますという話の中で、施策として進められていることではないというふうに思つとるもんで、俺は。それはもう合併浄化槽も公共下水道やろうという見方もあってええのと違うかと。そのときに設置者に帰属する部分のところと、最後出てくる部分を管理するところの考え方だけは、少し下水道が持つという考え方が、間違つとるかな、俺。俺はその政策転換したときぐらいからずっとそう思っていたで。

○ 川島経営企画課長補佐

大きく二つあるかと思うんです。一つはまず整備をどうするかという考え方と、もう一つはその後の維持管理、それから公共水系をきれいにするためにどうするのかという視点の上での整備をどうするのかということと管理という、大きな二つの考え方があると思います。

まず一つは、整備に対しては大分昔の話、平成8年よりずっと前の話、高度経済成長期とかの時代のときは右肩上がりで、どんどん、どんどん公共下水道の区域をふやしたらどうだみたいな考え方があったと思うんですけれども、時代の流れとともに、まずは生活排水をどうやって処理したら効果が上がるのかという観点のもとに、結果は同じであるならば、公共下水道でもいいし、コミュニティ・プラントであってもいいし、農業集落排水で

あってもいいし、合併浄化槽でもいいじゃないかというところの整備の観点に入ったと。

その中で、遠い将来には今言うたどれかの処理によって生活排水を処理しましょうと。ただ、そこの中には時間的な問題が出てきます。そこの中で、ある時点にはどちらのものがいいか、そしてそれはもう10年、20年、30年というスパンで見ていく中では、その中にはさっき言った機器の更新であったり維持管理経費の問題もあったりするので、そういう時間軸も含めて、費用対効果、整備だけじゃなくて維持管理も含めた費用対効果というのが、先般11月定例会議の補正予算のときにお話しさせていただきました四日市市生活排水処理施設整備計画、いわゆるアクションプログラムというところで、維持管理も含めた費用対策効果で、時間軸の中で四日市市のある部分は10年後にはどちらの整備にしましょう、20年後にはどちらの整備にしましょう、そして最終的にはどちらがどうなる方向がいいのかという基本構想を見直そうというのが、この生活排水処理施設整備計画でございますので、そこの中で今言った整備とそれから維持管理も含めた視点で、四日市市として大きな方針を出そうというところで、今のお答えになっているかどうかちょっとわかりませんが、検討させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

だから検討する中で個人の財布のひもで検討する部分のところと、薄く広く集めてきた税金のところの財布で見て検討する、二つが出てくると思われるもので、だからそのどっか微妙な境があるはずなんやで、そこを探してやはりきちんと対応せんと、一方でやはり下水道が来てほしいけど来てもらえやんという未整備区域もあったり、それから全くの白地で行きませんよと、計画ありませんよというところではまた違うやろし、そこをちょっときちんとせんと、下水道の管理にまでそれは影響するので、逆に個人の財布で見たときに、損得で見るでな、個人の財布は。

それが大切かどうかでその次やで、だから管理とかというのはなかなか損得だけで見ると、なかなかそういう考え方にならへんで、そうするとそれは結局とどのつまりどうなんやという話になってくるときに、今私が言うような話はあると思うんやわな、根底には。公平感というかあれが。

だけど、今もう四日市市はその公平感をなしにしたわけやで、なしにしたというのはおかしいけど、合理的なほうを優先したわけやで、これからでも行かんところは絶対に行かんのやでお迎えに、その税金投入の公平感をどうやって見たるかやで、常にその公平感

はルールを変えていかなあかんと思っとるで、俺は。意味わかる。

ルールって変えると不公平と思うけど、時代に合ったように案分率を変えていくことも公平やと思うんで、そこをちょっと考えやんとあかんのかなという気が、ここ最近特に強くなってきたで、例えが悪いけど、わしがやっている柔道でもちょっと日本人が強なると柔道着の改正やルール改正で弱くなるようになるんで、それはおかしいと見るか、いやいやそれは公平感を保つためにはルールを変更して、ちょっとこっちが有利になり過ぎとんで、こっちに変えるんやみたいな話と一緒に、公共下水道と合併浄化槽の話もどこかで一遍きちんと、ここまでやと合併浄化槽の方が市にしても得やでやとったけど、これずっとそのまま固定化していくとして考えていくと、行く行くは公共下水道がやはり得だよねという話になってくるときに、そうしたら合併浄化槽の人は何をサボるかといったら、目に見えて維持管理をサボるに決まっとんのやで、サボるという言い方も悪いけど、維持管理がおろそかになるところも出てくるわけやで、そこをきちんと早目早目にその基準やルールを見てかんと、やはりあかんで、それを気づいてからでは遅いで、早目早目にその考え方をということだと、ここ二、三年のうちにつくり直さなあかんと思っとるで。

○ 川島経営企画課長補佐

今まさに川村委員が言われたとおり、それは持続性とか運営管理のところの計画的なところになると思います。これが今回の生活排水処理整備計画の見直しの第2の観点でございます。まず、10年後にはおおむね何なりかの、さっき言った生活排水処理の整備を何かで、どれかというのはまだ今からですけれども、どれかで整備をします。その後また10年後には、今度は今言った料金的な、あるいは維持管理的な運営も含めて継続性が必要になります。それと今から10年後には整備はできたけれども、もう10年、ざっくり20年後には人口が減っていなくなる可能性のある場所もある、逆にふえるところもあるかもわかりませんが、そういう人口動態とか、そういうものも見据えて、ある程度持続性、それから経営、それから下水道料金なり、それから今の浄化槽の補助金であったりとか、いろいろな運営管理計画、そういう視点での検討もさせていただきます。その中で、今のようなどこら辺、ある程度方針なり検討案が出た段階で、またお示しさせていただきたいと思えます。

以上です。

○ 川村幸康委員

水道よりも下水道の方がそういった考え方を早くせなあかんと思つとるで、下水道のほうはその意味合いが強いで、もうこれはそういう観点でやはり早急にしてください。
以上。

○ 竹野兼主委員長

意見。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 森 智広委員

委員会資料の最初にもらった21ページの下水道の原価回収率なんですけれども、平成27年度で50.19%ということで、今期より1.95ポイント下がっているんですけれども、これ、過去はどういった推移で動いているんですか。だんだん下がってきているわけではないですよ。

わかります、場所。予算常任委員会資料の21ページ。

○ 竹野兼主委員長

経営状況汚水対策事業のいうところやね。21ページ。

○ 森 智広委員

21ページの③の使用料単価・処理原価で、原価回収率が平成27年度予算が50.19%、平成26年度予算が52.14%のところですよ。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

下水財政係鈴木でございます。

先ほどご指摘をいただきました原価回収率についてなんですけれども、平成27年度につきましては、まず大きな要素として、今ごらんいただいている真ん中の③使用料単価及び処理原価のところでございますが、基本的にはこの二つの指標の比較になってきております。使用料単価でございますが、1 m³当たりの使用料という形で、これが昨年と比べて1.46円、1 m³当たりでちょっと減ってきております。大きな要素としましては、水道事業のほうでもお話が出てきたかと思うんですけれども、1戸当たりの水量、皆さん方が使っていただく水量が、やはり節水機器の普及の影響等によりまして減ってきております。減ってきておりますということは、比較的高いほうの単価、私ども累進制をとっておりますので、単価が高い部分ほどたくさん減っていく割合が出てきてしまうということで、いよいよちょっと今年度、このマイナス傾向が出てきてしまったというのが大きな傾向でございます。

逆に処理原価のほうにつきましては、1 m³当たり今度幾らかけて下水処理をさせていただいているかというところなんですけれども、このもう一つ下に、処理原価の費用構成比較というものをつくらせていただいているんですけれども、一番大きなものが減価償却費でございます。昨年度下の表の大体真ん中あたりをごらんいただきますと、平成26年度予算で159円ちょっと、約160円だったものが平成27年度になりますと172円強という形で、1円以上、12.92円増加させていただいております。この大きな要素が日永浄化センターの第4系統でございます。日永浄化センター第4系統は平成27年度の供用開始を予定しておりますが、今年度も一部試運転等の準備にかかっており電気も走っている関係で、減価償却もいよいよ始まってまいりましたので、この額のほうが大きく増加しております。

必然的に維持管理コストにつきましても、こういったものに関して動かしますので、ふえてくるということで、1.78円増加しているというところで、結果として利息ですとかその他費用、人件費等は減っているんですけれども、施設の増加に伴いまして処理コストがちょっと増加してきているというような実情でございます。

以上です。

○ 森 智広委員

ちなみに、その原価回収率の平成25年度とか平成24年度の数字ってわかりますか。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

済みません、ちょっと今、手元にありませんので、ご提示を少しお待ちください。

○ 竹野兼主委員長

平成25年度、平成24年度、そこら辺のところの傾向だけでもいい。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

決算資料のほうになるのですが、決算の、ごめんなさい、20……。

決算ベースでちょっとお出しさせていただきます。済みません。

○ 森 智広委員

時間がかかるようでしたらまた後でいいんですけれども、要は何が聞きたいかという、上水道は独立採算というか、一般会計からの繰れ入れなくやっているじゃないですか。どの辺を目安にして原価回収率を設定していこうとしているのかというのを知りたくて、上水道はまたそれとして、下水道使用料を上げる、上げへんという話にもなるのかなと思っているので、原価回収率は一つのポイントかなと思っているんですけれども、また違う指標でいろいろそういう判断基準があるのであれば教えていただきたいんですけれども。

○ 川島経営企画課長補佐

下水道使用料の考え方なんですけれども、今森委員が言われたように、原価回収率はちょっと違いますけれども、資本費回収率というのをめどにしております。その目標が下水道普及率見合いは今現在73%ぐらいですけれども、そのあたりを目標にして、できれば下水道使用料の改定をしていきたいという目標を常に持っておりますが、現在のところはまだそこまでの下水道使用料のアップはしていないという状況でございます。

○ 森 智広委員

現在が73%でちょうどということですか。

○ 川島経営企画課長補佐

73%は目標の数字で、まだ50数%ぐらいのところの下水道使用料の回収率でございます。

○ 森 智広委員

済みません、資本何とか回収率でしたっけ。

○ 川島経営企画課長補佐

資本費回収率。

○ 森 智広委員

済みません、分子と分母だけ教えてもらっていいですか。

○ 川島経営企画課長補佐

分母のほうは、原価と元金償還金。

○ 久志本経営企画課長

使用料のほうから維持管理費を引きまして、それを割ることの、資本費というのは減価償却と利息です。その比較をしています。どれだけその金額を使用料から維持管理費を引いた収入で確保できているかというのを見る指標になります。

○ 森 智広委員

これ、目標が73%で現在50何%ということでしたけれども、今の料金体系からいくと、上水道の使用量が減っているということは、下水道の使用量自体も下がっていくんですね。そうするとその73%には近づかないですよ。

○ 久志本経営企画課長

まず普及率に近づけるという意味というのは、先ほど申しましたように、実際にまだつないでいない人がいるので、普及している人にその分を負担してもらうという使用料にならなくちゃいけないので、普及率に見合うまで使用料を上げていきたいと思います。残りの27%はまだつないでいない人ですので、その人の分まで回収するのはちょっと酷だということで、73%という普及率まで使用料を上げていきたいと思いますというのが目標です。

現実的に今、売り上げが下がっております。過去にも下水道運営委員会の答申をいただいています、普及率に見合う額まで下水道使用料を3年に1回見直しの検討を下さい

ということで答申をいただいています。去年もちょっとこの委員会でも説明をさせていただきましたけれども、今回につきましては消費税がアップするということで、市民に多大な迷惑をかける、損益計算上は一緒なんですけれども、市民には消費税のアップ分はいただくことになるもので、ご迷惑をかけるということで、今回に限っては値上げについては据え置かせていただいたということで、ちょっと昨年にこの委員会でも説明させていただいておりますが、ただこれだけちょっと状況が悪くなってきておりますので、平成27年度に入りましたらその見きわめの資料づくりとかに早々に着手して、またご説明に上がる機会を持たせていただきたいと思いますと考えております。

○ 森 智広委員

はい。そういう方向性ということで。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

他にご質疑もないようですので。

○ 森 智広委員

済みません。職員の人員数のことなんですけれども、22ページで、前のページで人件費が抑えられたということを書いてあるんですけれども、この人員数も多少減つとるんですかね。頭数といいますか、人数自体が。意図的に減らしているんですか、たまたま減っているだけですか。

○ 竹野兼主委員長

内容的なものはどうですか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

平成27年度の人員ですけれども、これは人事において平成27年度の予算積算の定数というのが決まっております、それに基づいて割り当てたということでございまして、こちらのほうで減らしたということではないということでございます。

○ 森 智広委員

予算と実績ってまた違うんでしょうけども、実態としては変わっていないということですか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

予算的には減っているんですけども、今現在の実配置と同じ水準の職員数であると、これは上下水道事業を合わせての話になりますけれども、そういうふうな状況になっております。

以上です。

○ 森 智広委員

これ、一般的に下水道の普及率が上がるとその職員の方の仕事量は減るんですか、ふえるんですか。余り変わらないですか。

○ 竹野兼主委員長

誰が答弁していただけますか。

○ 森 智広委員

まあ、感覚で結構なんですけど。

○ 中尾上下水道局管理部長

維持管理の部分につきましては、当然普及するとふえます。ただ、その建設費の部分が建設量によって変わってまいります、大体ふえる傾向にはあります。

○ 竹野兼主委員長

森委員、よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

○ 村上悦夫委員

下水道使用料を値上げする前にやるべき仕事というのは、もう皆さんいろいろとやっていただいているからわかっていると思いますけど、先ほどの話ですと、やはり普及率を高めていく、投資して整備するけどつないでもらえない、こういうところをいかに早くつないでいただくように持っていくかというのが大事なことやと思うんです。

前回の下水道使用料の値上げの前に、アクションプランということで団地のちょうど浄化槽が古くなってきて、これを一気に変える時期が来たと。そうするとその負担も行政は税で賄っている部分がある。じゃ、一気にそこへ下水道をつないだらどうかという議論があって、下水道工事をそこだけ優先的にやりました。このことでやはり今の経営面からいって、やはりそうすべきだという結論が出て、それまでにつなぐ計画で回った地域は一旦ちょっと待たせてでも合理的にやっていける手段を選んだ時期が一遍ありました。それは私どもの地域ですけど、私の住んでいるところは本管を通していっても、それはええと。それよか団地につなげと。平津新町を一気につないでもらった覚えがあるんです。

そういう協力をしてでも、やはり下水道事業がうまく機動してもらうために、そういうお願いをされたことがあったことをご存じだと思いますけれども、やはりそういうことの努力というか手法を考えることで、少しでも下水道の料金負担を市民に求めないという手段をやはり今後も皆さんでいい方法を考えていただきたいなと思います。

これはお願いでございます。値上げ前にやるべきことを一遍考えていただきたい、ということなんです。終わります。

○ 竹野兼主委員長

意見でよろしいですね。

○ 村上悦夫委員

意見です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 川村幸康委員

ポンプ場の件で、工事でいろいろとあった。その見地に立ってきちんとやるというこ

とも大事やで。もう喉元過ぎればじゃなくて、忘れてへんやろ、管理部長や事業管理者は知らんかわからんけど。塚田元事業管理者の責任かわからんけど、あの大きい、全部で手戻り幾らやったん、お金。幾ら。

(発言する者あり)

○ 矢田技術部長

今回二つのポンプ場のほうで、地盤改良ということでそれぞれ工事をさせていただきました。その分が追加ということになっておりますので。

地盤改良として9億円ということで、おおよそ18億円ぐらいの増というような形のものでございます。この件につきましては、これまでも議会のほうにもご説明をさせていただいているところでございますけれども、報告も含めてその点についてはしっかり反省をし、今それを了解いただいた中で工事を進めております。その辺の工事の進捗等についても、今きちんと管理をしているというような状況でございます。

○ 川村幸康委員

だから説明もしてもらったしあれやで、ゼロになったということではないで、マイナスになったんやで、マイナスを取り戻すための努力は要るはずやで、やはりきちんとせんと。また起きても困るわけやで。だから今度はそれがないようにといっても、起きるときもあるということやで、よほどもう今度は二度とミスできやんということやでやってもらわんと、返ってこやへんでな、あのお金。

だから当初予算じゃなくて、本当は最初の反省から入らなあかんのかなと思っとるけど、俺は。耳の痛い話やけど、やはりそれはきちんと忘れたらあかん。あんだけの額やで。大変な額やで、普通なら。せやろ。だからそれはやはりきちんと全職員、上下水道局で反省してやらんと。倭事業管理者が引き継いでおるんやで。ちゃんと反省の弁は言うべきやで。

○ 倭上下水道事業管理者

川村委員からご指摘いただいた点でございます。確かに私が就任する以前の出来事とはいっても、当然これはあってはならんというところで、そこら辺についてきっちり今後や

らせていただきますが、それにあわせてきょう、1点ご指摘されました県水の件も、情報をお出ししながらその結果報告がおくれたというふうなところ、これもある意味同じだと認識してございます。

そういう意味で出ささせていただきましたけれども、このようなことを、当初予算ポンプの関係でございますけれども、このようなことのないように今後身を引き締めてやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○ 川村幸康委員

結局早く周知して言わなあかんとなると、そんなにも後手後手に回らんと、処理も早なるはずなんやわな。だから、あれでも議会の声も聞くと、次の対応を何かせんならんとなると、もっと素早い対応をしとったら、あそこまで行かんだかもわからんわ。そんだけの18億円のお金も使わんで済んだかもわからんということていくと、全てにおいて少しそういうところは、やはりスピード感を持ってやらんとあかんのと違うのかなと思うもので、以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願ひします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第91号平成27年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第

1 項保健衛生費関係部分、第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費関係部分、議案第 98 号平成 27 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第 103 号平成 27 年度四日市市下水道事業会計予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第 91 号 平成 27 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費（関係部分）、第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費（関係部分）、議案第 98 号 平成 27 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第 103 号 平成 27 年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

全体会に送るものはないかということですが、ないということをご確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第 132 号平成 26 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費関係部分につきまして、資料の説明をお願いいたします。

議案第 132 号 平成 26 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分）

○ 久志本経営企画課長

経営企画課長の久志本です。よろしく申し上げます。

一般会計の平成26年度2月補正予算について、お手元に配付の予算常任委員会資料で説明させていただきます。補正予算の資料だけとじてある最後から2番目だそうです。最後に歳入があって、その前に当局の補正予算があるそうです。

一番最後が歳入になっておりまして、その前だそうです。

○ 竹野兼主委員長

それでは説明を。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。全員資料はありましたか。

じゃ、それで説明をお願いします。

○ 久志本経営企画課長

1ページをお願いします。

一般会計補正予算第8号のうち、上下水道局分で、合併浄化槽設置費補助金について、平成26年4月の消費税増税前の駆け込み需要の反動の影響により、補助申請件数が当初予算見込みを下回ったため、これを減額補正させていただきます。

歳出第4款衛生費の第1項保健衛生費、第6目環境保全費の負担金補助及び交付金が、合併浄化槽の設置が当初見込みを下回ったため、1065万円の減額で7842万円となります。これを受けまして、歳入の第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金の保健衛生費補助金が378万8000円の減額で2398万円となります。

また、歳入の第15款県支出金、第2項県補助金、第3目衛生費補助金、保健衛生費補助金が299万8000円の減額で、952万円となります。

下の表のように、新築は230基から216基で14基減少し、転換が63基から51基で12基減少したことにより、1065万円の減額補正となっています。

以上で補正予算の説明を終わります。

○ 竹野兼主委員長

補正予算の説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けしたいと思います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論ありませんので、これより分科会としての採決を行います。

議案第132号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認めます。本件は可決すべきものと決しました。

これにつきましても全体会に送ることはないということで、よろしくお願いいたします。

[以上の経過により、議案第132号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、ちょうど1時間たちましたので、15分休憩して、その後条例案がありますが、続けてやりますか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

できれば、環境部の前回資料請求をいただいた分の説明だけでも聞かせていただけたらと思います。じゃ、続けさせていただいて、休憩して、説明を受けるということよろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、続けさせていただきます。

それでは、都市・環境常任委員会に移らせていただきます。

議案第128号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第129号四日市市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、追加資料の説明を求めます。

議案第128号 四日市市公共下水道条例の一部改正について

議案第129号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣です。

前回、議案第128号四日市市公共下水道条例の一部改正についてということでの追加資料の請求がありましたので、こちらの都市・環境常任委員会関係資料の、きょう見ていただいた資料の一番後ろのほうになります。

そちらの8ページをごらんください。

○ 竹野兼主委員長

ディスポーザー。

○ 稲垣生活排水課長

よろしいでしょうか。

前回の議案聴取会の際に、非常に資料に不十分なところがあったということで、まずはおわびをさせていただきます。そのあたりも含めまして、追加資料としまして詳細に追加をさせていただきますので、ご説明させていただきます。

まず、ディスポーザーというものなのですが、ディスポーザー排水処理システムとはということで、こちらのほう、8ページのほうに前回よりもわかりやすいような模式図と、あと写真もつけさせていただいております。ディスポーザーとはキッチンの流し台の排水口の下に取りつけ、調理くずや残飯などの生ごみを細かく粉砕し、排水と一緒に排水管へ流す装置です。要は流しの下に、設置例の写真にありますように、流し台の排水口の下に粉砕機をつけて、使用例にありますようにその生ごみをそのまま、その粉砕機の中へ投入して、機械を回しますとそこで生ごみが細かく粉砕されて、水と一緒に排水されるというようなシステムです。

ディスポーザーで細かく粉砕した生ごみは排水と一緒に排水処理槽で処理され、污水管へ排水します。

排水処理槽には、微生物で処理する生物処理タイプと機械的な装置により固体と液体に分離する機械処理タイプがあります。生物処理タイプは汚泥の引き抜き、機械処理タイプは固体ゴミの処分が定期的に必要なとなります。生物処理の場合ですと、わかりやすく言いますと、家の外に別に浄化槽をつけてもらうような形になります。そこで生物処理をして、水と汚泥を分離していただいて、水の上ずみの部分は下水道に流していただく。汚泥の部分は定期的に浄化槽と同じように、たまった汚泥を引き抜いていただくという必要があります。

それから機械処理のほうは、一般例としては流し台の下に同じようにタンクがついていて、そこでさらに水と固体とを分離して、固体は乾燥させて容積を減らして、ただ1カ月か2カ月ごとにそれを抜き出して、生ごみとして捨てていただくというようなことが必要になります。これがディスポーザー排水処理施設というものでございます。

次に、四日市市での設置状況ということで、特に川村委員のほうからは今回こちらで紹

介させていただいているのがマンション2棟、それと一般住宅4戸ということで、これだけではないだろうというようなお話もいただきとったんですが、実際にご指摘いただきましたとおりメーカーのほうにも問い合わせしてみたんですが、メーカー自体も実はもう既にどこへ納入したかというものの自体、データで持っていないというところがありましたし、あと確認できたところでは、基本的にはこちらへ届け出をいただいているところしかありませんでした。1件だけは浄化槽のエリアでやられているというのは確認させていただきました。

そのような状況で、結果的には実態はどうなんだというのは、全体の実態は把握できないというのが実態でございました。ということで、具体的な記述は入れさせてもらっていませんが、今口頭でご説明させてもらったとおりでございます。

次に、経緯です。こちらは平成6年に国土交通省、旧建設省において下水道でも設置してもいいディスポーザーについて研究開発が始まりました。平成10年には建築基準法第38条なんですが、大臣認定を取れば、それについては建築基準法上認めるよというような形で、法で定められまして、複数のメーカーがその認定を取っております。

さらに、下水道では全国統一基準が必要だろうというところで、平成12年に、こちらは建築基準法の改定によりまして、第38条が削除されたのを受けて、国の関与から外れたことに伴い、日本下水道協会が全国統一基準として下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準というものを作成しました。現在の四日市市の公共下水道条例の中でも、この性能基準に基づいたシステムは認めましょうという形であっております。

ところが、平成25年に日本下水道協会が基準を一部改正しました。また、認証方法、それを使ってもいいよという認める方法についても、それまでは外部の評価機関で評価をし、その評価証をもってオーケーとしておりましたが、協会自体が統一の考え方もって評価して認証しましょうというように改定されたということで、ここでいわゆる文言が変わってきたというところがありまして、今回、あえてこの下に条例の改正前、改正後の文言を載せさせていただいております。

まず、認証方法の見直しなんですが、こちらの改正前のほうを見ていただくと、第5条の第2項の(5)のエに、「管理者が別に認めた評価機関が発行するシステムの総合評価書の写し」という部分になっています。ところが、もうこの総合評価書というのは評価機関が発行しなくなりますので、以降は、公益社団法人日本下水道協会、こちらが製品認証をして、その製品認証書を発行します。その写しを添付してくださいというところで、こ

の文言を変えたいというのが1点。

それと、システム構成がその性能基準の中で、今まではディスポーザーという表現と排水処理槽と二つの表現でディスポーザー排水処理システムとなっておったんですが、今回ディスポーザー一部、排水配管部、排水処理部と三つの言葉に変わったというところで、改正前の第5条第2項第5号に「管理者が認めたディスポーザと排水処理槽から構成されるディスポーザキッチン排水処理システム」という文言があります。この文言を、「管理者が認めたディスポーザー部、排水配管部、排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システム」という形で改定をする必要があるということで、今回条例の改定をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑をお受けいたします。

○ 川村幸康委員

この条例改正に伴ってもう一遍仕切り直すチャンスでもあるわけやで、現状把握をして申請してほしいって何か周知を一遍したらどうなの。言うてくる人はおらんかもわからんけど、一度努力してみたら。

私もこれ、平成7年か平成8年にしとる人がおって、INAXで早くにやっている人がおって、便利ええなと思ってやろうとしたけど、市議員になりたてで真面目やったで、これはえらい負担がかかるんじゃないかとかなんかいろいろなことを思って、平成十一、二年に行ったら、ちょうどあかんようになっていたりいいようになっていたり、その業界もいろいろ動いとったときやったんやけど、あのときに流し台とかをいろとる人は相当数いるはずだよ、四日市市でも。便利やで。

私、もう一つの見方としてあるのは、この条例改正、高齢者には絶対いいにこのシステム。絶対便利がええんやわ。だから高齢者用のマンションについとるけど、生ごみを捨てに行くのが毎週から本当に月2回ぐらいでええわけやで、月1回か、本当に2月に一遍ぐらいでええわけやで、物すごくいいものなんやわな、ちゃんと使えば。だから普及するためにはどうするかという見地で条例改正のところをちゃんとしたると俺はええのかなと思っとるで、特に高齢者は町なかに住む人が多いやんか、あのマンション、ええマンション

ができる。ある程度の所得のある人が。そんな人らにはこの設置を義務づけしてあげるとええなと思うんやけど、そこらを両にらみというか、大変やということじゃなくて、このディスポーザーの装置が結構普及できるようにしたるとええのかなと思っとんのやけど、俺は。

そのためには行政としてはどんな仕組みづくりをするべきか、周知すべきかということで、少し問題提起をするので、条例改正に伴って、どっちかという規制やあんなんがうるさくなったり、細かくなりますよという話もあんのかもわからんけど、それと同時に高齢者にとってすごく便利なものなんやで、この中でしとる人おらへんの、恩恵こうむっとる人。

目つぶるで、手挙げてみ。冗談やけど、鶉の森のジャスコの跡地のマンションは全部これやん。すごく便利ええんやわな、高齢者には。だからこれはしたるとええで、どうにかして普及できるように。

アメリカなんてうまいやろ、これ多分。アメリカから来たやつやで、スペアリブの肉のやつでもぐちゃぐちゃとやっちまうわさ、アメリカのほうの機械は。子供が手を入れると、手まで行かれてしまうわさ。そういうもんやで、ディスポーザー、肉屋のミンチの機械と一緒にやで、それを流してまうんやで、だから使い方によっては高齢者の人にはすごくいいものなんやで、絶対広めたるからという考え方で条例改正に伴って真剣に検討してみてよ、下水道部局として。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、とりあえずこの法律の部分のところで変わるけれども、それに対してディスポーザーの部分について、今後より利用者がふえるような考え方を今後検討していくよというような形で報告をつくらせていただくということによろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

はい、結構です。

○ 竹野兼主委員長

その形で進めさせていただきたいと思いますので、それによろしいですね。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた点でございます。まず一つは、これは当然一部改正というふうなところございまして、ちゃんとつけていただくということで、一つ思っるのは、当然見ただけでも、なかなかこれは素人はつけません。コンセントも要るところでは。それで特に排水設備の指定業者が市内に350社程度お見えになります。そこら辺のちょうど更新の時期というところで、講習会等もございまして。そういったところで、一つは手続を紹介させていただくというところと、当然それとあわせて、業者さんをご存じですけれども、ディスポーザーについて改めて知っていただくというところ。

あと、条例改正もございまして、パンフレット等々でもこのディスポーザーについては紹介してございますので、今ご指摘いただいた点も参考にさせていただいて、今後考えさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 三平一良委員

私もこの設置状況を見ていると、随分少ないなというふうに思うんですけど、平成10年以降市は設置に対して補助金を出したことはないの。

○ 稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣です。

ディスポーザーの設置についての補助制度はございません。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 三平一良委員

そんな質問があったんかな。

○ 竹野兼主委員長

一般質問であったということですね。

他にご質疑はございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第128号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第129号四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

上下水道局はご苦労さまでした。

[以上の経過により、議案第128号 四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第129号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、15分休憩させていただきますので、25分から再開いたします。

14 : 12 休憩

14 : 26 再開

○ 竹野兼主委員長

お集まりになりましたので、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、環境部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 須藤環境部長

環境部長の須藤でございます。

環境部のほう、議案聴取会でもお願いいたしましたとおり、当初予算と減額を中心とした補正予算、それから議案が1件、後ほどまた協議会のほうも1件お願いしたいというふうに思っております。平成27年度は四日市公害と環境未来館のほうもオープンさせていただいており、それから清掃工場のほうも完成に向けて事業を進めるということで、環境行政のほうも新たなステージに入っていくという重要な年度かなというふうに思っております。

当初予算のほうもそのようなことで新規性はございませんが、着実に進めてまいる必要があるというようなことございまして、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

議案第91号 平成27年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会の議案第91号平成27年度四日市市一般会計

予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第2項清掃費、第2条債務負担行為関係部分につきましての追加資料の説明を求めたいと思います。

○ 人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

こちらの都市・環境常任委員会関係資料のほうをごらんください。

2枚ほどめくっていただいて、追加資料、まず1点目の照明設備のLED化費用についてということでございまして、そういった補助金の対象経費の確認をどのようにしているかというようなところで、まず1点目に、平成26年度の私ども中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金でございますけれども、補助内容といたしましては、中小企業がLED照明を導入または更新する場合にその費用の3分の1以内を補助と、上限が300万円ということで、補助対象経費の確認方法といたしましては、私どもに申請していただく際に、2社以上の見積もり、それと製品仕様のわかる書類の提出のほうを義務づけているところでございます。

庁内で、そのほかにもLED照明に係る補助金の例ということでございますが、市民文化部のほうで実施しております防犯外灯新設維持費補助金でございます。こちらのほうの補助内容につきましては、自治会がLED防犯外灯を設置する場合に工事費の60%を補助しており、上限1灯当たり2万円ということで、確認方法といたしましては自治会からの申請書類で内容のほうを精査しているところでございます。

それと公共施設へのLED照明の導入費用についてでございますけれども、新築、改築あるいは大規模改修工事の際には、原則として全ての照明をLED照明としていくこととしております。それとまた点灯時間が長くて、LED化による維持管理費用の削減効果が高いと判断される施設から、順次LED照明のほうに改修しているところでございます。

LED照明の導入に当たりましては、以下のとおり適正な価格となるよう努めておりますということで、建築物等につきましては、工事としてLED照明を設置する場合は、各施設の用途に応じまして、省エネルギー及び価格の観点から最も適切な器具を選定して、国土交通省の基準に基づき設計・積算し、入札により業者を選定し施工しているところでございます。

次に、街灯等につきましては、標準的な照明について三重県の積算基準とかあるいは設計単価に基づいて積算していると。ただ、LEDランプにつきましては設計単価に記載が

ないということから、複数の会社から見積りをとって市場価格の精査を行っているというところでございます。

次に、2ページのほうをごらんください。

地球温暖化対策事業の見直しについてということで、これまでどのような見直しを行ってきたか、あるいは予算の積算効果がどうなのかというところでございます。

見直しの経過についてでございますけれども、平成24年度に再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度というのが導入されました。そういったところから見直しを行ってきたところでございます。

まず、平成26年度でございます。これ、いろいろご議論をいただいたものでございますけれども、中小企業向けの補助金のうち太陽光発電等の固定買取価格制度の対象設備につきましては、補助率をこれまでの3分の1から6分の1にすると。それとあわせて補助対象経費を発電量に対するその施設での使用電力量相当分とするなどの見直しを行ったところでございます。

次に、平成27年度でございます。平成27年度につきましては、全量買い取りの対象となります太陽光発電（10kw以上）及び風力発電、こういったものを対象外とすると。それと中小企業向けの太陽光発電と燃料電池につきましては、10kw未満のもの、こういったもの、余剰電力の買い取り、こういったものにつきましては、家庭用のこれまでやっていた補助と統合いたしまして、1件当たり3万円という奨励金というような形での補助といたしたいということでございます。

この予算の積算根拠についてでございますけれども、省エネルギー設備あるいは新エネルギー設備に導入等、そういったものを広く実施していただくために、過去の実績をもとに平成27年度の応募額を推計して、予算額としたところでございます。

それと、3ページをごらんください。

有害鳥獣及び特定外来生物への対応ということでございます。

所管がわかりにくいとかいろいろご意見がございました。まず、鳥獣についてということで、有害鳥獣とはということで、例えば鳥類とか哺乳類、そういったもののうち捕獲でしか生活環境、農林水産業あるいは生態系に係る被害の防止ができないものについて、鳥獣保護法に基づきまして、有害鳥獣として捕獲を許可するというところで、市の許可した鳥獣の例でございますけれども、アライグマやらヌートリア、イノシシ、鹿、ニホンザル等々でございます。

また、特定外来生物とはということで、外来種であって、生態系あるいは人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、あるいは及ぼすおそれがあるものにつきましては、特定外来生物法に基づきまして、特定外来生物に指定されて、飼育、保管、運搬、輸入、野外へ放つこと、こういったことが禁止されているところでございます。

この特定外来生物につきましても、鳥獣の場合には、鳥獣保護法、こちらのほうに基づきまして有害鳥獣として捕獲許可、これを取る必要があります。ただ、アライグマやヌートリアにつきましては、今後アライグマ・ヌートリアの防除実施計画、こちらのほうを策定して、環境省の了承を得た後、有害鳥獣捕獲の許可なしに特定外来生物として捕獲していきたいということでございます。

それで、所管がどこなのかというようなことでございます。基本的には環境保全課と農水振興課、こちらのほうが連携していくということを基本といたしまして、以下のような対応をいたしますということです。有害鳥獣捕獲の許可につきましては農水振興課、有害鳥獣への対応ということで、アライグマ及びヌートリア以外、これにつきましては農作物被害につきましては農水振興課、生活環境被害については環境保全課、特定外来生物の対応ということで、アライグマ及びヌートリアでございますけれども、これは被害によらず環境保全課のほうに対応すると。この特定外来生物への対応以外に、上段の部分ですね、許可とか有害鳥獣への対応、これにつきましては、これまでもこういった対応をしていたところでございます。

4ページのほうをごらんください。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の高濃度時の対応についてということでございます。

PM_{2.5}に係る注意喚起についてということで、県内のPM_{2.5}が高くなると予測される場合に三重県が注意喚起を行いますということで、具体的にPM_{2.5}が高くなるのは幾つなんだということでございますけれども、こちら環境省が示しております暫定指針値ということで、日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、これを超えるときにはPM_{2.5}の濃度が高いというふう判断されるところでございます。

その判断方法についてでございますけれども、県内にPM_{2.5}の常時監視の測定局が23局ございます。うち4局が四日市市にございます。そのうちの1カ所以上でPM_{2.5}の濃度が午前7時から午後5時までの間に、直前の3時間の1時間値、これの平均が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、あるいは午前5時から12時までの1時間値の平均が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合には、国が定めた暫定指針値日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測されるというこ

とから、三重県のほうで注意喚起が行われます。

注意喚起時の周知方法についてでございます。まず、三重県のほうの対応でございますけれども、県内施設の教育・福祉関係の施設、高校とか養護施設等への周知。あるいは県の防災メールによる情報提供。報道機関への資料提供、各市町への連絡、県関係部局への連絡、県ホームページへの掲載というような周知をとっております。

この各市町への連絡を受けまして、本市といたしましては以下のような対応を行っているところでございます。

まず1点目が教育・福祉関係の各施設、小中学校、幼稚園等々でございますけれども、こちらのほうへの周知でございます。周知の方法といたしましては、私ども環境保全課のほうからそれぞれ所管する、例えば学校教育課であるとかこども未来部、スポーツ課等々に連絡をしまして、そこから各施設のほうへ連絡しているというような状況でございます。あと一部施設については私どもから直接連絡しているところでございます。

また、市の防災メール、こちらのほうでも情報提供のほうを行っているところでございます。それと報道機関への資料提供、市ホームページへの掲載、あと来庁者向けに庁内放送とか庁内の掲示板等、これは職員向けですけれども、そういったところで周知のほうを図っているところでございます。

3点目の注意喚起までの事前周知ということでございますけれども、注意喚起がまだ出てないような状況でも、比較的高濃度な状況が続いていて、ひょっとしたら出るんじゃないかというようなときには、私どもの独自の判断であらかじめ市のホームページや市の防災メール、庁内掲示板等々で情報提供しているところでございます。

それとこれ、ちょっとめくっていただいて、12ページの次のページに参考資料として出典環境省ホームページと書いたものがございます。微小粒子状物質（PM2.5）に関するよくある質問（Q&A）という、よろしいですかね。12ページの次の。

○ 竹野兼主委員長

12ページ以降やろ。

○ 人見環境保全課長

12ページ以降です。またそこから1、2、3とちょっとページ数がついている。

○ 竹野兼主委員長

1 ページになっているところね。

○ 人見環境保全課長

ええ、12ページの次のページです。

○ 竹野兼主委員長

12ページを開いている。

(「1 ページだな」と呼ぶ者あり)

○ 人見環境保全課長

1 ページです。済みません、ちょっと1 ページになっております。

これの3 ページのほうをごらんください。Q & Aの中3 ページ、一つ目の質問で、暫定的な指針となる値を超えた場合は、運動会等の屋外での行事は中止する必要がありますかというような質問に対して、環境省のほうは、PM2.5の濃度が注意喚起のための暫定的な指針となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外の行事は中止する必要はないと考えられます。これは長時間の激しい運動のない限り換気量は大きく増加せず健康影響の可能性も高くないこと、及び当該行事を中止することによる社会的影響が大きいことを考慮したものですというような、先だって運動会とかマラソン大会の話がちょっと出ておりましたもので。

それと次の質問ですけれども、屋外での長時間の激しい運動とはどのような運動を指しているのかということで、一概に明示することは困難ですけれども、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定されます。運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動には当たらないと考えていますということで、逆に言えば、マラソン大会は長時間の激しい運動に当たるというような環境省としては判断をしているというようなところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 田中生活環境課長

続きまして、5ページの塵芥収集車（もやす・もやさないごみ）の運用管理についての資料請求をいただきましたので、その資料でございます。

まず、塵芥収集車の委託状況ということでございますけれども、もともと旧楠町のほうは合併前より収集業務を外部委託しておりました。その後、旧四日市市のエリアについても労務職の退職不補充というようなことございまして、平成22年度より下の表にもございますが、平成22年度が2台。平成23年度、平成24年度と進むに当たって現在7台の委託をしているというようなところでございます。

それで平成28年度はどうなるんだというようなことでございます。このもやすごみのほうが3割程度量がふえますよというようなお話をしてまいったわけでございますが、そうしますと、この表でちょっと見ていただきますと、平成24年度、現在もそうですが、32台というのがもやすごみの収集に当たっているところでございます。これが3割ふえるようになるかという、42台ほど要るというようなことになってまいりますので、平成28年度の体制ということで考えますと、平成24年度の委託の7台というところにつきましては、月曜日から金曜日までもやさないごみの収集をしているわけでございますけれども、今回平成28年度は月、火、木、金曜日につきましては、全てもやすごみの収集を行うというような形で、先ほど32台の3割増しの42台というような形で、平成28年度はこの直営・委託を合わせて、月、火、木、金曜日は42台で収集を行い、水曜日に一斉にもやさないごみです。今度は量が減りますけれども、その収集に当たると、そういった形での体制を考えております。

そういった中で、この見直しの中でもやさないごみの量が減ってしまうということで、もやさないごみ置き場は非常にごみの量が多いですので、中型塵芥車、少し大き目の車両を使っておりましたが、今回はむしろもやすごみと少し小規模な置き場が中心になりますので、小型塵芥車、乗車人員も落とした形での運営をしていくということ。

それから、北部清掃工場の労務職員を収集部門に転換ということにもなっておりますので、外部委託の拡大を行わなくても現状の職員で維持できると、そのように考えているところでございます。

さらにその先でございます。清掃労務職員の状況でございますが、やはり運転手は基本的に正職員でやっております。そうした中で、このドライバーさんの数が退職不補充であった場合にどうなるんだというようなことが、このグラフで書いてございますが、先ほど申し上げました直営35台の体制を維持しようといいたしますと、45名程度の予備人員等も含

めて必要になってくるということでございまして、そうすると平成35年度までは維持できませんが、その先に不足が生じる可能性があるということです。

3点目に、今後の収集体制をちょっとまとめさせてもらいましたが、平成28年度以降については、当面収集運搬業務、この平成35年度ほどまでは旧四日市市分で7台、旧楠の分の3台の10台で継続してやっていくという考えでございまして。その後の拡大については、例えば先ほどのグラフの中には再任用職員が、ドライバーですね、継続してというのは入っておりません。それから、今回32台が35台とか膨らみますけれども、実際その台数がもう少し小さく少ない台数で回れるのかどうかということも検証しながら、その辺もよく精査した上でこの委託の拡大ということは検討してまいりたい。そのように考えているところでございまして。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課長

続きまして6ページの説明になりますけれども、乾電池から発生する水銀の対策についてということで資料請求のほうをいただきました。ちょっと横書きで申しわけないんですけども、まず乾電池につきましては、今も新工場に移行してからも、もえるごみという扱いはいたしません。あくまで資源化という観点で周知のほうは徹底を図っていきたいと思います。

現在マンガン電池・アルカリ電池については年1回の収集ということになっております。それから充電式乾電池・ボタン電池につきましては、購入店などの回収ボックスを利用してリサイクルしてくださいというお願いをしているんですけども、今後新施設に移行するに当たりまして、どうしてもやはり住民さんの利便性も考えまして、乾電池につきましては年1回というところを2週間に1回、ボタン電池も含めまして収集は行ってまいります。ただ充電式乾電池・ボタン電池につきましては、販売店のツールもございまして、リサイクルの促進を図るところで、こちらを推奨していくというのは引き続き行ってまいりたいと思います。

基本的には、乾電池に含まれる水銀につきましては、1995年に国内の水銀電池の生産停止に伴いまして、乾電池については含まれることはございません。ただボタン電池につきましては、メーカーによって水銀のものもございまして、ごく微量に水銀を含んでいるボタン電池というのが流通をしているという現状でございまして。

今回、廃プラスチックについてももえるごみに移行するというところで、この中に子供さん

のおもちゃとかに紛れ込んでボタン電池等が混入した場合のフローについて、2番のほうで書かせていただきました。

この場合、ごみピットにどうしてももえるごみとして混入してしまうおそれというのは払拭できませんので、この場合ごみピットに入ってしまうえば当然溶融炉まで行って、もえるごみとして処理することになるんですけれども、乾電池に含まれているマンガンや鉄というところを溶融メタルとして回収して、リサイクルをしていくということになります。

水銀につきましては、ろ過式集じん器の前で活性炭を吹き込むことによって、そこに水銀を吸着させて、集じん器のバグフィルターで捕捉・除去をするというフローになっております。また、最後に出る煙突で常時水銀の数値の監視を行っていて、仮に微量が出た場合そこでストップをするというようなフローになっておりまして、常時水銀の監視は行ってまいりますので、万全を図っていきたいというふうに思っております。

○ 田中生活環境課長

続きまして、7ページをごらんください。ごみ集積場の今後の対応策というようなことでお尋ねをいただきまして、その資料でございます。

まず、ごみ集積場の現状がどうなっているかということでございまして、代表的な例をちょっと写真で掲載させていただきました。この例えば路上のボックス、かごと一番上に書いてございますが、ボックスは少し高価なものが左側、右側のかごがいわゆる規格的なもので、二、三万円程度で売っているというようなものでございます。あと大半を占めているのがこのネット、またはネットなしと、路上の置き場が市内の大半を占めているということ。

あと、集合住宅の場合ですと、こういった物置的なものを活用したりとか、ちょっと場所を区切って使っていると、このようなところが多くございます。

続きまして、もやさないごみ・資源と、これは量が非常に多くございますので、構造物、こういった屋根つきとか、そういうのを使ったところが比較的多くございます。それからあとは路上でも面積がたっぷりとれるところ、こういったところで600カ所ぐらいあるということです。

続きまして共用ということですが、これはもやすごみ・もやさないごみ・資源、全て一つの置き場でやっているようなパターンでございます。団地に比較的によくございますけれども、こういった囲い、上のほうの構造物と似たような形でつくられて、それから例え

ば路上でもなかなか近くに場所がとれないということで、1カ所にまとめると。こういったのが代表的なパターンでございます。

続きちょっとめくっていただきますと、その対応策ということでございます。

まず一つは、この路上のボックスのパターンなんですけれども、容量不足が見込まれる例ということで、現状例えばもう既にちょっとあふれて横に置いてあるよと、こういったところでありまして、例えば場所が許せばボックスの追加と、このような形になってまいります。

それから次、工夫が必要な例というのを下に挙げさせてもらいました。どこが問題あるのかなというようなことなんです、ごみが例えば3割、4割とふえた場合に、この下の例ですと、後ろは転落防止で右側のほうには網というんですかね、落ちないように板が張ってありますが、それをもう少し拡大していくような工夫が要ると、こういったところが河川沿いなんかで存在いたします。

それから、9ページのほうを見ていただきますと、一時的に多い例というところで、通常はこのボックスの中でおさまっているんですが、これを見ていただきますと、草とか枝を切ったようなとき、調査したのがごみの多いときということで、こういう剪定の時期を選んでやっておりましたので、このようなものが非常に多くございますけれども、こういった場合は、かごの横にネットをちょっと置いて、そういったときだけくくってもらうとか、例えば大量に剪定枝が出た場合は、月曜日と木曜日の収集に分けて出していただくと、こういった地域の協力が要るのかなというふうに考えております。

続きまして、この路上のネットで非常にごみが多い例ということで、恐らく設置場所の関係で何世帯も集まってやっているパターンなんです、ちょっとボックスを置くのも難しいと。かといって、ふえるとなかなかネットで覆い切れないと、こういったところもございまして。ネットの追加というのも考えておりますが、例えば集積場を少し分散させて二つに割るとか、それから先ほど申したもやさないごみ置き場と、こういったのもございまして、そういったのを活用いただくというようなことを考えております。

大体市内で問題のあるといいますか、ご相談に行かなきゃいけない置き場がやはり300から350箇所ぐらいあるんじゃないかというふうに考えておまして、これらについて来年1年かけて、こういったさまざまな対応策をそれぞれに合わせてとっていただいて、平成28年度にごみがふえることのないような対応をしていきたい、そのように考えているところでございます。

続きまして10ページをごらんください。

資源物持ち去りに対する対応についてのご質問、その後の対応はどうだという資料請求をいただきました。

まず第1の現状についてというのは、前回の議会のほうでもご説明させていただきましたが、平成25年度で約1300万円ほどの被害額があるんじゃないかというようなこと。その対応としましては、警察OB2名と正職員でパトロールチームを構成して、持ち回るということ。それから頻発地域に当たっては、警察と連携して捕まえるというんですか、そういった形をとっておりまして、平成26年度としては6回の実績がございます。

通算の実績としまして、ちょっと下に書かせてもらっておりますが、累計で口頭指導14件、警告書発布9件、禁止命令書発布14件ということで、告発に至ったのは2件で、うち2件とも罰金が確定したというようなことでございます。

その後の新たな取り組みということでございますが、GPSによる追跡というようなことございまして、これは古紙業者さんともちょっと連携しながらGPSを古紙などに仕込んでやっております、古紙がどんどん、どんどん動いていくわけですけれども、その買い取り先まで行ったというのを把握したら、この業界とか、私どもも行くんですけれども、そういったところから指導を行って買い取りするなということで、売れない状況をつくりたいと、こういった動きでございます。

それからあとは他市との連携ということで、名古屋市とか、それから先ほど申し上げました古紙業者の組合があるわけですが、そういったところがつくっている対策協議会に参加して、いい手段はないのかとか情報の共有を図っていると。

また、県内の市町とも協働しております、持ち去り対策連絡会というのを立ち上げまして、広域連携を行っております。参加自治体は、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、川越町といったところで、地道にやっていきたいと、そのような思いでございます。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課長

済みません、続きまして11ページになります。

新総合ごみ処理施設に係る周辺環境整備事業の進捗状況ということで、資料の請求をいただきました。

この中で載せさせていただいているのは、平成23年8月と11月に議員説明会のほうで説明させていただきまして、環境整備として検討していくものとして挙げたものでござい

ます。

まず1として、環境部予算ということで、こちらは10事業を挙げてございます。こちらにつきましては、垂坂町内の水路拡幅ということで、平成24年度からスタートしまして来年度完了の見込みでございます。

2番目の垂坂町内の米洗川河川改良につきましては、本年度完了の見込みでございます。

垂坂1号線の道路拡幅、垂坂町内水路拡幅につきましては、こちらは平成28年度の終了予定となっておりますが、こちらは道路整備課が行っております垂坂1号線のバイパス工事の関連がありまして、平成28年度まで事業のほうが延びるという計画でございます。

続きまして、垂坂2号線道路拡幅工事につきましては、平成24年度からスタートしておりまして、来年度、平成27年度の完了を目指しております。

垂坂23号線道路整備につきましては平成24年度からで、本年度の事業で終了でございます。

続きまして、清掃工場管理用道路の拡幅整備、こちらにつきましては本年度から事業を行っておりまして、来年度完成の予定でございます。

続きまして、垂坂町公会堂の改修につきまして補助事業となりますので、こちらは来年度の単年度事業で行う予定でございます。

以下、消火栓の新設が平成24年度に終わっております。それから東垂坂公園の整備事業につきましても本年度で事業のほうを終了いたします。米洗川支流河川改良ということで、こちらは羽津地区のいかるが町にありますけれども、こちらは本年度から事業を開始しておりまして、来年度に事業完了の予定でございます。

続きまして、2番のほうの、こちらは都市整備部の予算という位置づけで、都市整備部のほうで事業のほうをお願いしている案件でございますが、こちらについては米洗川河川改良工事なんですけど、交付金事業とあと単費の分ということで二本立てということになっておりまして、上の米洗川河川改良（交付金事業）という部分につきましては、こちらは平成24年度からと書いてございますが、従前からやっている事業の継続ということになりますけれども、一応環境整備として位置づけましたのが平成24年度からということで記載をさせていただいております。平成24年度から平成29年度の完了の予定をしております。下の米洗川河川改良というところで、こちらは平成25年から来年度で完了を予定しているところでございます。

トータルで環境部のほうの予算としては、一応3億5152万6000円、都市整備部予算とし

ては10億9952万4000円というところでございます。

○ 田中生活環境課長

続きまして12ページをごらんください。

こちらは資料請求をいただかなかった分でございますけれども、今年度の予算でございます。さきに協議会のほうでもご説明していましたが、集団回収活動奨励費交付金でございます。これは交付要綱の改正ということで、業者が戸別に回収している方式、それから行政回収と丸っきり同じ日時や場所で行う回収方式については対象外とするということで、この要綱改正を図るというようなことございました。

この要綱改正でございますが、既に自治会とかいろいろな形で周知に入っているところでございますが、いろいろなご意見をお伺いしますと、年度が変わりというところで役員がかわってしまうということ、それから例えば戸別収集の地域については集積場を定めるなり何なりの体制の整備が要るというようなこともございまして、やはり周知期間が欲しいというようなこともございまして、私どもとしては、これ、やめるのを目的とするわけではなくて、やはり継続してやっていただきたいと、そういった思いもございまして、この要綱改正そのものは平成27年4月1日で改正するわけですが、実際の施行というのは10月1日から行いたいと、そのようなこともございまして、今回資料のほうに加えさせていただきます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

以上ですね。説明はお聞き及びのとおりです。

ちょうど3時になりましたので、もし質疑をしたいということであればお受けいたしますが。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、本日はこの程度にさせていただきたいと思っております。

では、あす明朝10時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

15:00 閉議